

令和8年度入学者用

# 介護福祉士等修学資金貸付事業 実施の手引き

(介護福祉士・社会福祉士修学資金)

ふれあいネットワーク



社会福祉  
法人

新潟県社会福祉協議会

介護福祉士等修学資金担当

〒950-8575 新潟県新潟市中央区上所 2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3階

TEL 025-281-5605

<https://www.fukushiniigata.or.jp/>

介護福祉士等修学資金貸付事業

〈介護福祉士・社会福祉士修学資金実施取扱細則〉

第1 趣旨

この実施取扱細則は、国及び新潟県の通知等に基づき実施する介護福祉士等修学資金貸付事業の実施にあたって、その取扱いについて必要な事項を定める。

**【国及び新潟県の通知等】**

- ① 「介護福祉士修学資金等の貸付けについて」（平成30年2月1日付け厚生労働省発社援0201第2号厚生労働事務次官通知）（最終改正:令和5年3月30日）
- ② 「介護福祉士修学資金等貸付制度の運営について（平成30年2月1日付け社援発0201第3号厚生労働省社会・援護局長通知）（最終改正:令和3年5月7日）
- ③ 「介護福祉士等修学資金等貸付事業実施要領の改正について」（令和3年5月25日付け高齢第283号新潟県高齢福祉保健課長通知）（最終改正:令和5年5月22日）

第2 実施主体

この貸付事業は、社会福祉法人新潟県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が実施する。

第3 目的

この貸付事業は、介護福祉士又は社会福祉士を養成する国が指定した学校又は新潟県知事が指定した養成施設（以下「養成施設等」という。）に在学し、介護福祉士又は社会福祉士の資格取得を目指す者に対し、介護福祉士・社会福祉士修学資金（以下「修学資金」という。）を貸付け、新潟県内の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着支援を図ることを目的とする。

第4 貸付対象

1 貸付対象者

貸付対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 新潟県に住民登録をしている者（養成施設等の入学時期までに新潟県に住民登録をする者を含む。）
- (2) 原則として県内に所在する養成施設等に、令和8年度に入学する者

県内の養成施設等一覧 【別表1】参照（P14）

- (3) 養成施設等を卒業後、介護福祉士又は社会福祉士の資格を取得し、県内又は指定の国立施設（以下「県内等」という。）において、国が定める介護又は相談援助の業務（以下「介護等業務」という。）に従事しようとする者

指定の国立施設 【別表2】参照（P15）

国が定める介護又は相談援助の業務 【別表3】参照（P15～P24）

(4) 学業成績が優秀である者

学業成績の目安 【別表4】参照 (P24)

(5) 修学に際し、経済的援助が必要である者

主たる家計支持者(父、母又はこれに代わって家計を支えている者)(外国人留学生(在留資格:留学)(以下「外国人留学生」という。))の場合は本人)の前年の年収・所得金額が原則として、独立行政法人日本学生支援機構の家計基準「第二種奨学金」の金額以下の者とする。

なお、年収・所得金額は、原則として給与所得世帯は源泉徴収票の支払金額(税込)、給与所得以外の世帯は確定申告書等の所得金額(税込)とする。

(参考)4人世帯の場合

修業区分	給与所得世帯	給与所得以外の世帯
大 学	1,309万円	937万円
短 大		
専修学校		

ただし、次に掲げる者については生活費の一部に相当する額の加算(以下「生活費加算」という。)を申請することができる。

- ① 貸付申請者が生活保護受給世帯の者
- ② 貸付申請者が生活保護受給世帯に準ずる世帯の者(前年度又は当該年度において次のいずれかの措置を受けた者)
  - ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
  - イ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
  - ウ 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条または第90条に基づく国民年金の掛金の減免
  - エ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予

2 貸付の対象とならない者

- (1) 本修学資金と趣旨が同様の国庫補助事業等を活用した貸付又は給付制度の利用者  
日本学生支援機構の奨学金、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」、生活福祉資金の教育支援資金、母子父子寡婦福祉資金の修学資金
- (2) 本修学資金と趣旨が同様の新潟県補助事業等を活用した貸付又は給付制度の利用者
- (3) 離職者訓練による介護福祉士訓練の受講者
- (4) 他の都道府県の本修学資金を借り受けている者

第5 貸付期間

1 貸付期間

養成施設等に在学する正規の修学年限以内とする。

- 2 病気等真にやむを得ない事情により留年した期間の取扱い  
貸付期間に加えるものとする。

## 第6 貸付金の種類及び貸付額

- 1 貸付金の種類及び貸付上限額（1万円を単位とする。）

貸付金は区分(1)の修学費月額に区分(2)から区分(5)の額を加算することができるものとし、貸付申請時に一括して申請するものとする。

なお、区分(2)から区分(5)のみの貸付けはできないものとする。

区 分	介護福祉士修学資金	社会福祉士修学資金
(1) 修学費月額	50,000円以内	
(2) 入学準備金	200,000円以内	
(3) 就職準備金	200,000円以内	
(4) 国家試験受験対策費用 ※1	40,000円以内	—
(5) 生活費加算月額 ※2	30,000円以内	

※1 国家試験受験対策費用は、卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者が対象

※2 生活費加算は、生活保護世帯の者又はそれに準ずる世帯の者が対象（外国人留学生は除く。）

- 2 貸付対象者により貸付けのできない貸付金の種類

- (1) 働きながら通信課程を修学している者の就職準備金
- (2) 貸付決定後も継続して生活保護を受給する者の生活費加算

## 第7 貸付方法及び利子

- 1 貸付方法

県社協会長（以下「会長」という。）と貸付対象者との契約による貸付けとする。

- 2 利子

無利子とする。

## 第8 連帯保証人

貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、連帯保証人を立てなければならない。

- 1 連帯保証人の責務

連帯保証人は、貸付契約の相手方である修学資金の貸付けの決定を受けた者（以下「借受人」という。）と連帯して債務を負担するものとし、その債務は第20の規定による延滞利子を包含するものとする。

- 2 連帯保証人の要件

連帯保証人は、日本国籍を有する者又は外国籍で在留資格が永住者等の者とし、かつ、安定した収入がある者とする。

なお、介護福祉士養成施設等に修学する外国人留学生に限り、個人の連帯保証人を立てることが困難な場合は、特例として法人による連帯保証を認めるものとする。

- (1) 連帯保証人が個人の場合

- ① 申請者が成年者の場合

原則として県内に住民登録をしている者であり、独立した生計を営む 65 歳未満の成年者 1 名を立てること（市町村民税が課税されていること）。

② 申請者が未成年者の場合

申請者の法定代理人 1 名を立てること。ただし、法定代理人が市町村民税非課税の場合は、法定代理人のほかに、原則として県内に住民登録をしており、独立した生計を営む 65 歳未満の成年者 1 名を別に立てること（市町村民税が課税されていること）。

【未成年者】 申請日時点で 18 歳未満の者

③ 連帯保証人の変更の申請及び承認

申請者又は借受人は、連帯保証人を変更しようとするときは、速やかに新たに連帯して債務を負担しようとする者と連署のうえ、次の書類を会長に提出し、その承認を受けること。

ア 連帯保証人変更申請書（第 7-①号様式）

イ 貸付契約の締結後に連帯保証人を変更する場合は、新たに連帯保証人となる者の所得課税証明書（市町村発行）及び住民票又は運転免許証の写し

(2) 連帯保証人が法人の場合（外国人留学生に限る。）

外国人留学生における法人による連帯保証の取扱い（特例） 【別表 5】 参照（P 25～P26）

## 第 9 貸付けの申請

### 1 申請時期及び申請方法

貸付対象者である申請者は、各年度において会長が指定する期日までに、養成施設等を経由して申請する。

### 2 申請書類

#### (1) 連帯保証人が個人の場合

##### ① 必要書類

ア 介護福祉士等修学資金貸付申請書（第 1-①号様式）又は介護福祉士等修学資金貸付申請書[生活費加算用]（第 1-②号様式）

イ 養成施設等の長の推薦書（第 1-③号様式）

ウ 世帯全員の住民票（申請日から 3 カ月以内で個人番号（マイナンバー）記載なしのもの）  
※申請者が外国籍の場合は、「国籍・地域」「中長期在留者・特別永住者等の区分」「在留カード等の番号」「在留資格」「在留期間等」「在留期間等の満了日」の記載があるもの

エ 主たる家計支持者（外国人留学生の場合は本人）の所得課税証明書（市町村発行）

※ 生活費加算を申請する場合は、エの書類に代えて次の書類を提出するものとする。

・貸付申請者が生活保護受給世帯の者については生活保護受給証明書

・貸付申請者が生活保護受給世帯に準ずる世帯の者については市町村民税課税証明書（市町村発行）等

オ 連帯保証人の所得課税証明書（市町村発行）

##### ② その他必要書類

養成施設等の入学時に 45 歳以上の者であって、離職して 2 年以内の者（以下「中高年離職者」という。）は、離職したことを証明する書類

- (2) 連帯保証人が法人の場合（外国人留学生に限る。）

外国人留学生における法人による連帯保証の取扱い（特例） 【別表5】参照（P25～P26）

## 第10 貸付けの審査及び決定

### 1 貸付けの審査

会長は、申請書類の内容を審査し、貸付の可否を決定する。

### 2 申請者への決定通知

#### (1) 貸付決定の場合

介護福祉士等修学資金貸付決定通知書（第2-①号様式）

#### (2) 貸付不承認の場合

介護福祉士等修学資金貸付不承認通知書（第2-②号様式）

### 3 養成施設等の長への報告

会長は、養成施設等の長に当該申請者の貸付けの可否を報告する。

## 第11 貸付契約の締結

貸付契約を締結するため、借受人は連帯保証人と連署し、次の書類を会長に提出する。

### 1 提出書類

① 介護福祉士等修学資金貸付契約書（第2-③号様式）2通

② 連帯保証人の住民票又は運転免許証の写し（連帯保証人が法人の場合は不要）

③ 貸付金の交付先を証明する借受人名義の銀行口座通帳の写し

### 2 貸付契約書等の提出期限

貸付決定通知を受けた日から14日以内とする。

### 3 貸付契約書を提出しない場合の取扱い

借受けを辞退したものとみなす。

## 第12 貸付金の交付方法及び交付時期

### 1 交付方法

借受人名義の銀行口座に口座振替の方法により交付する。

### 2 貸付金の交付方法

(1) 修学費及び生活費加算の月額貸付金は、年2回に分けて交付する。

(2) 入学準備金は、月額貸付金の初回交付時に併せて交付する。

(3) 就職準備金は、月額貸付金の最終交付時に併せて交付する。

(4) 国家試験受験対策費用は、卒業年度の初回の月額貸付金と併せて交付する。

### 3 交付時期

(1) 新規に貸付けの決定を受けた借受人の場合

貸付契約書等の提出があった後の会長が指定する日

(2) 養成施設等に在学し継続して貸付金の交付を受ける借受人の場合

養成施設等の長からの在学状況の報告があった後の5月31日及び10月31日

### 4 特別な事情がある場合の措置

会長は、特別な事情があるときは、他の方法及び時期に交付することができる。

### 第13 貸付けの休止

会長は、借受人に次に掲げる事由が生じたときは、貸付けを休止する。

#### 1 休止をする事由

- (1) 借受人が休学したとき
- (2) 借受人が停学の処分を受けたとき

#### 2 休止の期間

休学した日又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分までとする。

#### 3 既に貸付金が交付されている場合の取扱い

既に交付された貸付金は、借受人が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸付けたものとみなす。

#### 4 病気等真にやむを得ない事情で休学した場合の取扱い

- (1) 授業料等を徴収しない場合  
貸付けの交付を休止
- (2) 授業料等を徴収される場合  
貸付けを継続し交付

#### 5 休止にかかる届出

借受人は、休止の事由が発生又は留年したときは、速やかに次の書類を会長に提出する。  
退学・休学・停学・復学・留年届（第7-⑤号様式）

### 第14 貸付契約の解除

会長は、借受人に次に掲げるいずれかの事由が生じたときは、貸付契約を解除する。

#### 1 貸付契約を解除する事由

- (1) 養成施設等を退学したとき
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき
- (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき
- (4) 貸付期間中に貸付けを受けることを辞退したとき
- (5) 死亡したとき
- (6) その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

#### 2 貸付契約の解除にかかる届出

借受人又は連帯保証人は、解除の事由が発生したときは、直ちに次の該当する書類を会長に提出する。

- ① 退学・休学・停学・復学・留年届（第7-⑤号様式）
- ② 介護福祉士等修学資金貸付辞退届（第7-⑥号様式）
- ③ 死亡届（第7-③号様式）及びその事実を証明する書類
- ④ 介護福祉士等修学資金返還計画申請書（第4-①号様式）

### 第15 借用証書の提出

借受人は、連帯保証人と連署し、次の書類を会長に提出する。

#### 1 提出書類

介護福祉士等修学資金借用証書（第2-④号様式）

- 2 借用証書の提出期限  
修学資金の最後の貸付けの交付を受けた後の会長が指定する日

## 第16 卒業届の提出

借受人は、養成施設等を卒業したときは、次の書類を会長に提出する。

- 1 提出書類  
養成施設等卒業届（第3-①号様式）
  - (1) 卒業後の事情に応じて必要な申請書類
    - ① 返還を開始する場合  
介護福祉士等修学資金返還計画申請書（第4-①号様式）
    - ② 返還の債務の猶予申請をする場合  
介護福祉士等修学資金返還債務履行猶予申請書（第5-①号様式）及び必要な提出書類
- 2 提出期限  
養成施設等を卒業した日から14日以内とする。

## 第17 返還

借受人は、次の期間及び方法により、貸付けを受けた修学資金を返還する。

- 1 返還の開始日  
次のいずれかの事由が生じた日の属する月の翌月から開始する。
  - (1) 貸付契約が解除されたとき
  - (2) 養成施設等を卒業したとき
  - (3) 介護等業務を県外で従事したとき（指定の国立施設を除く）
  - (4) 介護等業務に従事する意思がなくなったとき
  - (5) 介護福祉士登録簿又は社会福祉士登録簿（以下「介護福祉士等登録簿」という。）に登録しなかったとき
  - (6) 県内等において介護等業務に従事しなくなったとき
  - (7) 介護等業務の業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき
  - (8) 返還の債務の履行猶予期間が終了したとき
- 2 返還期間  
次のいずれかの期間とする。
  - (1) 当該貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間  
ただし、生活費加算した場合については、当該貸付けを受けた期間の3倍もしくは10年間のうちいずれか短い期間
  - (2) 返還の債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間
- 3 返還の方法  
月賦又は半年賦の均等払方式とする。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。
- 4 返還の開始にあたっての提出書類  
借受人は、返還開始の事由が生じたときは、次の書類を会長に提出し承認を受けること。
  - (1) 提出書類
    - ① 申請書

介護福祉士等修学資金返還計画申請書（第4-①号様式）

② 事由による書類

- ア 貸付契約の解除にかかる届出の書類
- イ 死亡届（第7-③号様式）及びその事実を証明する書類

(2) 提出期限

返還開始の事由が生じた日から起算して1月以内とする。

(3) 提出書類を提出しない場合の取扱い

会長は、介護福祉士等修学資金貸付決定通知書に記載した方法により返還させるものとし、借受人に通知する。

5 返還計画の変更

借受人は、返還計画を変更しようとするときは、次の書類を会長に提出し承認を受けること。

(1) 変更ができる事項

返還方法の変更に伴う返還期間、返還回数及び1回当たりの返還金額

(2) 提出書類

介護福祉士等修学資金返還計画変更承認申請書（第4-②号様式）

## 第18 返還の債務の履行猶予

会長は、借受人が次に掲げるいずれかの事由に該当するときは、返還の債務の履行を猶予することができる。

返還の債務の履行猶予を受けようとする者は、必要な書類により会長に申請すること。

1 返還の債務の履行を猶予する事由、猶予期間及び提出書類

(1) 貸付契約が解除された後も引き続き養成施設等に在学しているとき

① 猶予期間

貸付契約の解除する日の属する月の翌月からその養成施設等に在学しなくなった日の属する月までの期間

② 提出書類

- ア 介護福祉士等修学資金返還債務履行猶予申請書（第5-①号様式）
- イ 養成施設等の在学証明書

(2) 養成施設等を卒業後さらに他種の養成施設等において修学しているとき

① 猶予期間

ア 他種の養成施設等に入学した日の属する月からその養成施設等に在学しなくなった日の属する月までの期間

イ 他の養成施設等を卒業したときは、さらに卒業した日から1年

② 提出書類

- ア 介護福祉士等修学資金返還債務履行猶予申請書（第5-①号様式）
- イ 他種の養成施設等入学・卒業・退学届（第7-⑦号様式）

【他種の養成施設】

介護福祉士養成施設卒業者の場合は社会福祉士養成施設、社会福祉士養成施設卒業者の場合は介護福祉士養成施設とする。

(3) 県内等において介護等業務に従事しているとき

① 猶予期間

- ア 介護等業務に従事した日の属する月からその業務に従事しなくなった日の属する月までの最長5年の期間
- イ 中高年離職者又は国が規定する過疎地域、離島及び中山間地域等において従事する者は最長3年の期間

国が規定する過疎地域、離島及び中山間地域等 【別表6】参照（P27）

※新潟県内は全域対象地域に該当

② 提出書類

- ア 介護福祉士等修学資金返還債務履行猶予申請書（第5-①号様式）
- イ 介護等業務従事届（第3-③号様式）

③ 毎年度の業務従事状況の報告（年2回）

- ア 借受人は、4月から9月までの業務従事状況を毎年10月20日までに、10月から3月までの業務従事状況を毎年4月20日までに、会長に報告する。
- イ 提出書類  
介護等業務従事状況報告書（第3-⑤号様式）
- ウ 従事状況報告書を提出しない場合の取扱い  
会長は、介護福祉士等修学資金貸付決定通知書に記載した方法により返還を求めるものとし、借受人に通知する。

(4) 養成施設等を卒業後、直ちに県内等において介護等業務に従事できなかったが、その業務に従事する意思があると認められるとき

① 猶予期間

- ア 養成施設等を卒業した日の属する月の翌月から当該卒業の日から起算して1年を経過した日の属する月までの期間
- イ 就業した施設等の事由により指定の介護等業務に従事できないときは、養成施設等を卒業した日から2年
- ウ 介護等業務に従事する意思がなくなったときは、養成施設等を卒業した日の属する月の翌月からその意思がなくなった日の属する月までの期間

② 提出書類

- 介護福祉士等修学資金返還債務履行猶予申請書（第5-①号様式）

(5) 国家試験に合格することができなかったが、翌年の国家試験を受験する意思があると認められるとき（社会福祉士修学資金の貸付を受けた場合に限る。）

① 猶予期間

- 養成施設等を卒業した年度の国家試験に合格することができなかったとき（災害等の事由により受験することができなかった場合を含む。）は、その翌年の国家試験に合格した日の属する月までの期間

② 提出書類

- 介護福祉士等修学資金返還債務履行猶予申請書（第5-①号様式）

(6) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還の債務の履行が困難であると認められるとき

① 猶予期間

会長が認めた期間

② 提出書類

ア 介護福祉士等修学資金返還債務履行猶予申請書（第5-②号様式）

イ その事由となる事実を証明する書類

2 申請書の提出期限

猶予の事由が発生した日から14日以内とする。

3 審査及び通知

会長は、申請書類の内容を確認し、返還の債務の猶予の可否を決定し、その旨を当該申請者に通知する。

第19 返還の債務の免除

会長は、借受人が次に掲げるいずれかの事由に該当するときは、返還の債務を免除することができる。

返還の債務の免除を受けようとする者は、必要な書類により会長に申請すること。

1 返還の債務を免除する事由及び免除額

(1) 養成施設等を卒業した日から1年以内に介護福祉士等登録簿に登録したうえで県内等において介護等業務に従事し、かつ、介護福祉士等登録日と介護等業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、引き続き3年間（国立障害者リハビリテーションセンターなど、指定の県外国立施設で従事する場合（中高年離職者除く）は5年間）従事したとき

① 「卒業した日から1年以内」の取扱い

返還債務の履行が次の事由により猶予されているときは、「卒業した日から1年以内」としている登録又は従事するまでの期間は、下表に掲げる期間とする。

第18-1-(2)	他種の養成施設等において修学しているとき	→	「他種の養成施設等を卒業した日から1年以内」
第18-1-(4)-イ	就業した施設等の事由により介護等業務に従事できなかったとき	→	「卒業した日から2年以内」
第18-1-(5)	社会福祉士養成施設を卒業した年度の国家試験に合格することができなかったとき	→	「卒業年度の翌年度の国家試験に合格した日から1年以内」

② 期間の計算

ア 5年 在職期間が通算1,825日以上であり、かつ、業務従事期間が900日以上

イ 3年 在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務従事期間が540日以上

③ 期間の取扱い

ア 介護等業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により介護等業務に従事できない期間が生じた場合は、当該業務の従事期間には算入しないものとするが、引き続き、介護等業務に従事しているものとして取扱うこととする。

イ ホームヘルパー・家政婦等の業務に従事する者の在職期間については、市町村及び有料職業紹介所の登録期間を含めて差し支えないものとし、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとする。

- ④ 免除額
    - 返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）の全部
  - (2) 介護等業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため当該業務を継続することができなくなったとき
    - ① 免除額
      - 返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）の全部
  - (3) 修学資金の貸付けを受けた期間以上に、介護福祉士等登録簿に登録したうえで県内等において介護等業務に従事したとき
    - ① 適用を除外する要件
      - ア 本人の責による事由により免職された者
      - イ 災害、疾病、負傷などの特別な事情がなく退職した者
    - ② 免除額
      - 返還債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）に、介護等業務に従事した期間（第19-1(1)②と同様）を、修学資金の貸付けを受けた期間（1年を180日とする。なお、この期間が2年に満たないときは360日とする。）の2分の3（指定の県外国立施設で従事する場合（中高年離職者除く）については2分の5）に相当する期間で除して得た数値（この数値が1を超えるときは1とする。）を乗じて得た額とする。
  - (4) 死亡し、又は障害により貸付けを受けた貸付金を返還することができなくなったとき
    - ① 適用する要件
      - 相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合
    - ② 免除額
      - 返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）の全部又は一部
  - (5) 長期間所在不明となっている場合等、修学資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき
    - ① 適用する要件
      - 相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合
    - ② 免除額
      - 返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）の全部又は一部
- 2 申請書類
- ① 介護福祉士等修学資金返還債務免除申請書（第6-①号様式）
  - ② その事由となる事実を証明する書類
- 3 審査及び通知
- 会長は、申請書類の内容を確認し、返還の債務の免除の可否を決定し、その旨を当該申請者に通知する。
- 会長は、免除事由の(5)長期間所在不明等で返還が困難である場合にあつては、新潟県知事の承認を得るものとする。

## 第20 延滞利子

会長は、借受人が災害その他正当な理由がなく返還事由の生じた日の属する月の翌月から返還

期間内までにこれを返還しなかったときは、延滞利子を徴収する。

- 1 延滞利子の割合  
年3パーセントとする。
- 2 延滞利子の計算  
最終返還期限の翌日から返還の日までの期間の日数に応じて計算する。
- 3 延滞利子の徴収免除  
徴収する延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、徴収しないことができる。

## 第21 変更等届出

借受人又は連帯保証人は、次に掲げる事情が生じたときは、速やかに次の届出を会長に届け出ること。

- (1) 借受人又は連帯保証人の氏名又は住所が変更したとき
  - ① 氏名・住所変更届（第7-②号様式）
  - ② 氏名変更は変更があった者の戸籍抄本、住所変更は変更があった者の住民票抄本
- (2) 介護福祉士等登録簿に登録されたとき
  - ① 介護福祉士等登録届（第3-②号様式）
  - ② 登録証の写し
- (3) 介護等業務の従事先を変更したとき  
介護等業務従事先等変更届（第3-④号様式）
- (4) 連帯保証人が死亡したとき
  - ① 連帯保証人死亡届（第7-④号様式）
  - ② その事実を証明する書類

## 第22 養成施設等の長の推薦及び報告等

養成施設等の長は、当該養成施設等の学生を把握し、会長に申請者の推薦及び借受人の状況報告等を行うことにより、この貸付事業の適正な運営に協力する。

- 1 修学資金貸付事業の周知等  
会長からこの貸付事業の当該年度における実施通知を受けたときは、当該養成施設等に在学する者に対し、周知並びに相談等の支援を行う。
- 2 推薦及び申請の取りまとめ等
  - (1) 推薦順位を付した推薦書（第1-③号様式）の作成
  - (2) 申請に必要な書類を取りまとめ、会長が指定する期日までに提出
- 3 在学している借受人の状況把握等
  - (1) 借受人の状況把握及び修学への相談支援
  - (2) 借受人の状況に変化があったときは、会長への届出の指導
  - (3) 退学・休学・停学・復学・留年届（第7-⑤号様式）の証明
- 4 在学している借受人の当該年度の在籍状況の報告
  - (1) 養成施設等在学状況報告書（第8-①号様式）により報告
  - (2) 毎年4月20日までに提出
- 5 卒業する借受人の就業等の状況報告

- (1) 養成施設等卒業状況報告書（第8-②号様式）により報告
- (2) 卒業した日から14日以内に提出

## 第23 その他

この実施取扱細則に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

- 1 この実施取扱細則は、平成29年4月1日から施行する。  
なお、この実施取扱細則の施行前に次の実施取扱細則に基づき実施している事業の取扱いについては、従前の例によるものとする。
  - (1) 介護福祉士等修学資金貸付事業の実施取扱細則（平成21年4月1日施行、最終改正平成26年4月1日）
  - (2) 平成28年度入学者に対する介護福祉士等修学資金貸付事業実施取扱細則（平成28年4月1日実施）
  - (3) 平成29年度入学者に対する介護福祉士等修学資金貸付事業実施取扱細則（平成28年11月21日実施）
- 2 この実施取扱細則の一部改正（第1、第3、第4、第8、第9、第10、第11、第18、第19）は、平成30年9月5日から施行する。
- 3 この実施取扱細則の一部改正（第1、第4、第8、第9）は、令和元年6月5日から施行する。
- 4 この実施取扱細則の一部改正（第1、第4、第8、第9、第19、第20）は、令和2年10月23日から施行する。
- 5 この実施取扱細則の一部改正（第1、第4、第8、第18、第19）は、令和4年1月13日から施行する。
- 6 この実施取扱細則の一部改正（第4、第8、第9、第18）は、令和5年1月11日から施行する。
- 7 この実施取扱細則の一部改正（第1、第4、第8、第9、第18、第19）は、令和6年1月16日から施行する。
- 8 この実施取扱細則の一部改正（第4、第18、第19）は、令和7年1月21日から施行する。
- 9 この実施取扱細則の一部改正（第4）は、令和8年3月23日から施行する。

## 新潟県内の養成施設等一覧

## 1 介護福祉士養成施設

No.	養成施設等名	課程名	課程	修業年限	定員	〒	所在地	電話番号	摘要
新潟市	1 新潟青陵大学	社会福祉学科 介護福祉士プログラム	昼間	4年	20人	951-8121	新潟市中央区水道町1-5939	025-266-0127	2年進級時に介護福祉士プログラムを専攻する者
	2 新潟医療福祉大学	社会福祉学科介護福祉コース	昼間	4年	40人	950-3198	新潟市北区島見町1398	025-257-4455	
	3 国際こども・福祉カレッジ	介護福祉学科	昼間	2年	30人	951-8063	新潟市中央区古町通2-547	025-229-6555	
	4 新潟医療福祉カレッジ	介護福祉科	昼間	2年	60人	950-0911	新潟市中央区笹口2-9-41	025-242-3133	
		国際介護科	昼間	2年	60人	950-0911	新潟市中央区笹口2-9-41	025-242-3133	
	5	日本こども福祉専門学校	介護福祉学科	昼間	2年	40人	950-0086	新潟市中央区花園2-2-7	025-383-6100
長岡市	7 長岡介護福祉専門学校あゆみ	介護福祉科	昼間	3年	25人	940-0034	長岡市福住1-7-21	0258-31-2622	
	8 長岡こども福祉カレッジ	介護福祉科	昼間	2年	40人	940-0064	長岡市殿町1-1-32	0258-37-2058	
	9 長岡こども・医療・介護専門学校	介護福祉科	昼間	2年	20人	940-0047	長岡市弓町1-8-34	0258-35-1600	
	10 長岡崇徳福祉専門学校	介護福祉学科	昼間	2年	30人	940-2137	長岡市上富岡町1961-21	0258-46-7711	

## 2 社会福祉士養成施設

No.	養成施設等名	課程名	課程	修業年限	定員	〒	所在地	電話番号	摘要
新潟市	1 国際こども・福祉カレッジ	社会福祉学科	昼間	1年	30人	951-8063	新潟市中央区古町通2-547	025-229-6555	
	日本こども福祉専門学校	社会福祉士一般通信学科	通信	1年6月	400人	950-0086	新潟市中央区花園1-4-8	025-240-4820	
		社会福祉士短期通信学科	通信	9月	300人	950-0086	新潟市中央区花園1-4-8	025-240-4820	

## 【別表2】 指定の国立施設一覧

- ① 国立障害者リハビリテーションセンター
- ② 国立光明寮
- ③ 国立保養所
- ④ 国立知的障害児施設
- ⑤ 国立児童自立支援施設
- ⑥ 医療型障害児入所施設「整肢療護園」
- ⑦ 医療型障害児入所施設「むらさき愛育園」
- ⑧ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- ⑨ 国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第2項の委託を受けた施設

## 【別表3】 国が定める介護又は相談援助の業務

返還猶予又は返還免除の申請ができる施設、事業所等及び職種の範囲は以下の通知に定められています。

- ① 「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(令和6年7月3日付け社援発0703第1号厚生労働省社会・援護局長通知)
- ② 「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(令和6年7月3日付け社援基発0703第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)

(注1) 返還猶予又は返還免除の申請ができるのは、新潟県内の施設・事業所等です(指定の国立施設を含む)。

なお、一覧には、新潟県内に設置されていない施設・事業所等も掲載していますのでご注意ください。

(注2) 一覧表に記載のある施設・事業所等の職種・業務以外に、当該施設の長であって介護等の業務を兼務している場合、介護等の業務に従事した期間については、返還猶予又は返還免除の申請ができます。

(注3) 以下の一覧表は、見やすくするために便宜上一覧表にまとめたものになります。本一覧表に記載がないものは、上記に記載の通知によるものとします。

### 1 介護等業務の範囲

別添2	対象施設・事業種類	返還猶予・返還免除の対象となる職種
2-1(1)	障害児通所支援事業を行う施設	利用者の保護に直接従事する職員 児童指導員(業務分掌表上、介護等の業務を行なうことが明記されている者に限る)  (児童福祉法第21条の6の委託(肢体不自由のある児童又は重症心身障害児に係るものに限る。))又は第27条第2項の委託を受けた施設の保育士及び看護補助者を含む)
	児童発達支援センター	
	障害児入所施設	
	知的障害児施設	
	知的障害児通園施設	
	盲ろうあ児施設	
	肢体不自由児施設	
	重症心身障害児施設	
指定発達支援医療機関		
2-1(2)	身体障害者更生援護施設 (身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設)	主たる業務が介護等である者
	身体障害者福祉工場	
	地域活動支援センター	
	障害者支援施設	
	精神障害者社会復帰施設(精神障害者生活訓練施設・精神障害者授産施設・精神障害者福祉工場)	
	知的障害者援護施設(知的障害者更生施設・知的障害者授産施設・知的障害者通所寮)	
	知的障害者福祉工場	
	福祉ホーム	
	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設	
	隣保館デイサービス事業を行っている隣保館	
2-1(3)	救護施設	介護職員
	更生施設	
2-1(4)	老人デイサービスセンター	介護職員
	老人短期入所施設	
	特別養護老人ホーム	
2-1(5)	障害福祉サービス事業のうち共同生活介護を行う事業所	主たる業務が介護等である者

1 介護等業務の範囲

別添2	対象施設・事業種類	返還猶予・返還免除の対象となる職種
2-1 (6)	居宅介護を行う事業所	主たる業務が介護等である者
	重度訪問介護を行う事業所	
	同行援護を行う事業所	
	行動援護を行う事業所	
	療養介護を行う事業所	
	生活介護を行う事業所	
	短期入所を行う事業所	
	重度障害者等包括支援を行う事業所	
	自立訓練を行う事業所	
	就労移行支援を行う事業所	
	就労継続支援を行う事業所	
共同生活援助を行う事業所		
2-1 (7)	児童デイサービスを行う事業所	主たる業務が介護等である者
2-1 (8)	指定訪問介護	訪問介護員等
	指定介護予防訪問介護	
	第一号訪問事業	
2-1 (9)	指定訪問看護	看護業務の補助を行う者であって、その主たる業務が介護等の業務である者（※2）
	指定介護予防訪問看護	
2-1 (10)	指定通所介護を行う施設	介護職員
	指定地域密着型通所介護を行う施設	
	指定介護予防通所介護を行う施設	
	指定短期入所生活介護を行う施設	
	指定介護予防短期入所生活介護を行う施設	
	第一号通所事業を行う施設	
2-1 (11)	指定訪問入浴介護	介護職員
	指定介護予防訪問入浴介護	
2-1 (12)	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問介護員等
2-1 (13)	指定夜間対応型訪問介護	訪問介護員
2-1 (14)	指定認知症対応型通所介護を行う施設	介護職員
	指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設	
2-1 (15)	指定小規模多機能型居宅介護	介護従事者
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護	
2-1 (16)	指定認知症対応型共同生活介護	介護従事者
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護	
2-1 (17)	指定看護小規模多機能型居宅介護	介護従事者
2-1 (18)	指定通所リハビリテーションを行う施設	介護職員
	指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設	
	指定短期入所療養介護を行う施設	
	指定介護予防短期入所療養介護を行う施設	
2-1 (19)	指定特定施設入居者生活介護を行う施設	介護職員
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設	
	指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設	
2-1 (20)	指定介護老人福祉施設	介護職員
	指定地域密着型介護老人福祉施設	
2-1 (21)	養護老人ホーム	入居者のうちに身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むものの職員のうち、主たる業務が介護等の業務である者
	軽費老人ホーム	
	有料老人ホーム	
	介護老人保健施設	
2-1 (22)	サービス付き高齢者向け住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律）	主たる業務が介護等である者
2-1 (23)	指定介護療養型医療施設（療養病床等により構成される病棟又は診療所）	介護職員等その主たる業務が介護等である者（※2）
2-1 (24)	介護医療院	介護職員等その主たる業務が介護等である者
2-1 (25)	都道府県知事に対し、「老人病棟老人入院基本料（1～4）」、「老人性認知症疾患療養病棟入院料」又は「診療所老人医療管理料」の届出を行った病棟等	看護の補助の業務に従事する者であって、その主たる業務が介護等の業務である者（※2）
2-1 (26)	病院、診療所	看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者（※2）
2-1 (27)	訪問看護事業	看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者（※2）
2-1 (28)	国立ハンセン病療養所等	介護職員等その主たる業務が介護等である者（※2）

# 1 介護等業務の範囲

別添2	対象施設・事業種類	返還猶予・返還免除の対象となる職種
2-1 (29)	職業安定法施行規則に規定する家政婦	個人の家庭において就業し、その主たる業務が介護等である者
2-1 (30)	労災特別介護施設	介護職員
2-1 (31)	重度心身障害児（者）通園事業を行う施設	入所者の保護に直接従事する職員 児童指導員（業務分掌表上、介護等の業務を行なうことが明記されている者に限る） （施設長、医師、看護師及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く）
2-1 (32)	在宅重度障害者通所援護事業を行っている施設	主たる業務が介護等である者
2-1 (33)	知的障害者通所援護事業を行っている施設	主たる業務が介護等である者
2-1 (34)	「地域生活支援事業実施要綱」に基づく身体障害者自立支援事業を行っている施設	主たる業務が介護等である者
	「地域生活支援事業実施要綱」に基づく生活サポート事業を行っている施設	
2-1 (35)	「地域生活支援事業実施要綱」に基づく移動支援事業を行っている施設	主たる業務が介護等である者
	「地域生活支援事業実施要綱」に基づく日中一時支援事業を行っている施設	
	「地域生活支援事業実施要綱」に基づく盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業を行っている施設	介護職員
	「地域生活支援事業実施要綱」に基づく訪問入浴サービス事業	
改正前「地域生活支援事業実施要綱」に基づく経過的デイサービス事業を行っていた施設	主たる業務が介護等である者	
2-1 (36)	「地域福祉センター設置運営要綱」に基づく地域福祉センター	主たる業務が介護等である者
2-1 (37)	原子爆弾被爆者養護ホーム	介護職員
2-1 (38)	原子爆弾被爆者デイサービス事業を行っている施設	介護職員
	原子爆弾被爆者ショートステイ事業を行っている施設	
2-1 (39)	原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業	原爆被爆者家庭奉仕員
2-1 (40)	法令又は国が定める通知に基づかず、地方公共団体が定める条例、実施要綱等に基づいて行われる事業	主たる業務が介護等である者（※3・4）
	介護保険法に規定する基準該当居宅サービス、基準該当介護予防サービスを行う事業	
	障害者総合支援法に規定する基準該当障害福祉サービスを行う事業	
	以下の各サービスに準ずる事業 非営利法人が実施する介護保険法の指定居宅サービス、基準該当居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス、基準該当介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス、第一号訪問事業、第一号通所事業	
	非営利法人が実施する事業であって、障害福祉サービス事業に準ずるもの	

※1 No.2-1において、次の①～③までに掲げる者（③については介護等の業務に従事している期間に限る。）が含まれること。

- ①介護等の業務を行うことが業務分掌上明確になっている生活支援員等及び施設又は事業の最低基準等に定める名称以外の名称の職員（介助員等、介護等の業務が本来業務として明確に位置付けられている者が含まれる。）であって、その主たる業務が介護等の業務であるもの
- ②当該施設又は事業における介護等の業務以外の業務を兼務している職員（そのことが辞令により明確になっている職員に限る。）であってその主たる業務が介護等の業務であるもの
- ③ 当該施設又は事業所の長であって会議等の業務を兼務しているもの

※2 No.2-1(9)、(23)、(25)～(28)は、空床時のベッドメイキングや検体の運搬などの間接的な業務のみに従事する方は、返還猶予・返還免除の対象とはなりません。

※3 No.2-1(40)において、介護保険法・障害者総合支援法の基準該当以外の各事業には、返還猶予・返還免除の算定期間の対象となる条件があり、返還猶予・返還免除申請の際には、下記別表の内容が記載されている書類（地方公共団体が定める条例、実施要綱・定款等）の提出が必要です。

※4 No.2-1(40)において、社会福祉法人・特定非営利活動法人等の非営利法人の場合は、介護保険法の基準該当居宅・介護予防の各サービス、又は障害者総合支援法の基準該当サービスを実施している場合であって、当該サービスの指定又は認定を受けている、又は受けることが確実な場合であって以前から同等の事業を継続的に実施しているときは、その事業に従事した期間を返還猶予・返還免除を申請できる期間の対象とすることができます（営利法人の場合は対象となりません）。

別表（以下の内容の全てが明記されていることが必要）

事業の種類	対象者が「高齢者」「障害児・障害者」である。
実施要綱・条例・定款等	「高齢者」「障害児・障害者」「福祉に関する・・・」等の記載がある。
事業目的・事業概要	介護等の業務を行うことが明記されている。
職種	業務分掌上「介護職員」「訪問介護員」等として配置され、主たる業務が介護等の業務である。

## 2 相談援助業務の範囲

別添1	対象施設・事業種類	返還猶予・返還免除の対象となる職種
1-1 (1)	保健所	精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員 精神保健福祉士 精神科ソーシャルワーカー 心理判定員
1-1 (2)	児童相談所	児童福祉司 児童心理司 受付相談員 相談員 電話相談員 児童指導員
1-1 (3)	母子生活支援施設	母子支援員 少年を指導する職員 個別対応職員 自立支援担当職員
1-1 (4)	児童養護施設	児童指導員 個別対応職員 家庭支援専門相談員 職業指導員 里親支援専門相談員 自立支援担当職員
1-1 (5)	障害児入所施設 児童発達支援センター	児童指導員 児童発達支援管理責任者 心理担当職員
1-1 (6)	児童心理治療施設	児童指導員 個別対応職員 家庭支援専門相談員 自立支援担当職員
1-1 (7)	児童自立支援施設	児童自立支援専門員 児童生活支援員 個別対応職員 家庭支援専門相談員 職業指導員 自立支援担当職員
1-1 (8)	児童家庭支援センター	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第88条の3第1項に規定する職員
1-1 (9)	里親支援センター	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第88条の6に規定する里親制度等普及促進担当者 里親等支援員 里親研修等担当者 家庭支援専門相談員 自立支援担当職員 養親等相談支援員
1-1 (10)	障害児通所支援事業を行う施設（児童発達支援センターを除く）	児童指導員 児童発達支援管理責任者 機能訓練担当職員（心理担当職員に限る） 訪問支援員（児童指導員、心理担当職員に限る） 障害福祉サービス経験者
1-1 (11)	障害児相談支援事業を行う施設	相談支援専門員
1-1 (12)	病院・診療所	退院後生活環境相談員 次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動
1-1 (13)	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司 心理判定員 職能判定員 ケース・ワーカー
1-1 (14)	身体障害者福祉センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員
1-1 (15)	精神保健福祉センター	精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員 精神保健福祉士 精神科ソーシャルワーカー 心理判定士
1-1 (16)	救護施設 更生施設	生活指導員

## 2 相談援助業務の範囲

別添1	対象施設・事業種類	返還猶予・返還免除の対象となる職種	
1-1 (17)	福祉に関する事務所（福祉事務所）	指導監督を行う所員（査察指導員） 身体障害者福祉司 知的障害者福祉司 社会福祉主事（老人福祉指導主事） 現業を行う所員（現業員） 家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事（家庭児童福祉主事） 家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員（家庭相談員） 面接相談員 女性相談支援員 母子・父子自立支援員 就労支援事業に従事する就労支援員 被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	
1-1 (18)	女性相談支援センター	相談指導員 心理支援員 女性相談支援員	
1-1 (19)	女性自立支援施設	入所者の自立支援を行う職員	
1-1 (20)	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司 心理判定員 職能判定員 ケース・ワーカー	
1-1 (21)	養護老人ホーム	生活相談員	
	特別養護老人ホーム	生活相談員	
	軽費老人ホーム	主任生活相談員	
		生活相談員 入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話をを行う職員	
	老人福祉センター	相談・指導を行う職員	
	老人短期入所施設	生活相談員	
	老人デイサービスセンター	生活相談員	
老人介護支援センター（在宅介護支援センター）	相談援助業務を行っている職員		
1-1 (22)	母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行う職員	
1-1 (23)	介護保険施設	指定介護老人福祉施設	生活相談員 介護支援専門員
		介護老人保健施設	支援相談員 介護支援専門員
		介護医療院	介護支援専門員
	指定介護療養型医療施設	指定介護療養型医療施設	介護支援専門員
1-1 (24)	地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員	
1-1 (25)	障害者支援施設	（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援B型・施設入所支援）	生活支援員
		（就労移行支援）	就労支援員
		（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援B型・施設入所支援）	サービス管理責任者
1-1 (26)	地域活動支援センター	（地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準に規定する）指導員	
1-1 (27)	福祉ホーム	（福祉ホームの設備及び運営に関する基準に規定する）管理人	
1-1 (28)	障害福祉サービス事業	（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援） 生活支援員 職業指導員 ※就労移行支援・就労継続支援 就労支援員 ※就労移行支援 サービス管理責任者	
	指定障害者福祉サービス事業	（指定就労定着支援・指定自立生活援助） 就労定着支援員 ※指定就労定着支援 サービス管理責任者 地域生活支援員 ※指定自立生活援助	
1-1 (29)	一般相談支援事業を行う施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）	相談支援専門員	
1-1 (30)	特定相談支援事業を行う施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）	相談支援専門員 相談支援員	
1-2 (1)	授産施設（生活保護法）	指導員	
	宿所提供施設（生活保護法）		

## 2 相談援助業務の範囲

別添1	対象施設・事業種類	返還猶予・返還免除の対象となる職種
1-2 (2)	乳児院	児童指導員 個別対応職員 家庭支援専門相談員 里親支援専門相談員
1-2 (3)	有料老人ホーム	生活相談員
1-2 (4)	指定特定施設入居者生活介護を行う施設	生活相談員 計画作成担当者
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設	
	指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設	
1-2 (5)	身体障害者更生援護施設	生活支援員
	身体障害者福祉工場	指導員
1-2 (6)	精神障害者社会復帰施設	精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員 管理人
1-2 (7)	知的障害者援護施設	生活支援員
1-2 (8)	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている相談員
1-2 (9)	隣保館	相談援助業務を行っている指導職員
1-2 (10)	都道府県社会福祉協議会	「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添18（日常生活自立支援事業実施要領）5(1)に規定する専門員、その他相談援助業務（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対する者に限る。）を行っている職員
1-2 (11)	市(特別区を含む。)町村社会福祉協議会	福祉活動専門員、その他相談援助業務（主として高齢者、障害者、児童その他の要援護者に対するものに限る。）を行っている職員 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添18（日常生活自立支援事業実施要領）5(1)に規定する専門員、その他相談援助業務（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対するものに限る。）を行っている職員
1-2 (12)	児童デイサービス事業を行っている施設（改正前障害者自立支援法）	相談援助業務を行う職員
1-2 (13)	医療型児童発達支援を行う施設	児童指導員 児童発達支援管理責任者 機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る。）
1-2 (14)	障害児入所施設に入所し、又は独立行政法人国立病院機構若しくは国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であって内閣総理大臣が指定するもの	児童指導員
1-2 (15)	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定する施設	相談援助業務を行っている指導員 ケースワーカー
1-2 (16)	知的障害者福祉工場	相談援助業務を行っている指導員
1-2 (17)	刑事施設	刑務官
	少年院	法務教官
	少年鑑別所	法務技官（心理） 福祉専門官
1-2 (18)	地方更生保護委員会	保護観察官
	保護観察所	社会復帰調整官
1-2 (19)	更生保護施設	補導主任 補導員 福祉職員及び薬物専門職員
1-2 (20)	労災特別介護施設(労働者災害補償保険法)	相談援助業務を行っている指導員
1-2 (21)	心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行っている職員
1-2 (22)	児童自立生活援助事業を行っている施設（児童福祉法）	相談援助業務を行っている指導員
		「家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」に規定する個別対応職員
		「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」に規定する自立支援担当職員
1-2 (23)	子育て短期支援事業を行っている	児童養護施設 母子生活支援施設 乳児院及び保育所等
	児童養護施設	
	母子生活支援施設	
1-2 (24)	母子家庭等就業・自立支援センター事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員
	一般市等就業・自立支援事業を行っている施設	

## 2 相談援助業務の範囲

別添1	対象施設・事業種類	返還猶予・返還免除の対象となる職種
1-2 (25)	「児童福祉法」に基づく、地域子育て支援拠点事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
1-2 (26)	「利用者支援事業実施要綱」に基づく利用者支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
1-2 (27)	母子・父子自立支援プログラム策定事業を行っている施設	母子・父子自立支援プログラム策定員
1-2 (28)	就業支援専門員配置等事業を行っている施設	就業支援専門員
1-2 (29)	重症心身障害児(者)通園事業を行っている施設	児童指導員
1-2 (30)	点字図書館 聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行っている職員
1-2 (31)	改正前障害者総合支援法 共同生活介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員
1-2 (32)	障害福祉サービス事業 療養介護を行う施設 短期入所を行う施設 重度障害者等包括支援を行う施設 共同生活援助を行う施設	相談援助業務を行っている職員
1-2 (33)	改正前児童福祉法 知的障害児施設 知的障害児通園施設 盲ろうあ児施設 肢体不自由児施設	児童指導員
1-2 (34)	改正前児童福祉法 重症心身障害児施設	児童指導員 心理指導を担当する職員
1-2 (35)	廃止前の障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業を実施する事業所	相談支援専門員
1-2 (36)	改正前地域生活支援事業 身体障害者自立支援を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
1-2 (37)	地域生活支援事業 日中一時支援を行っている施設 障害者相談支援事業を行っている施設 障害児等療育支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
1-2 (38)	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター 地域移行推進員
1-2 (39)	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター 地域移行推進員
1-2 (40)	精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。）
1-2 (41)	アウトリーチ事業を行っている施設（地域移行・地域生活支援事業実施要綱） アウトリーチ支援を行っている施設（地域生活支援促進事業実施要綱）	相談援助業務を行っている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。）
1-2 (42)	指定居宅サービス（通所介護）を行う施設 基準該当居宅サービス（通所介護）を行う施設 指定地域密着型通所介護を行う施設 指定介護予防サービス（指定介護予防通所介護）を行う施設 基準該当介護予防サービス（介護予防通所介護）を行う施設 指定短期入所生活介護を行う施設 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護を行う施設 指定介護予防短期入所生活介護を行う施設 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護を行う施設 第一号通所事業を行う施設	生活相談員

## 2 相談援助業務の範囲

別添1	対象施設・事業種類	返還猶予・返還免除の対象となる職種
1-2 (43)	指定通所リハビリテーションを行う施設	支援相談員
	指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設	
	指定短期入所療養介護を行う施設	
	指定介護予防短期入所療養介護を行う施設	
1-2 (44)	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設	オペレーター
1-2 (45)	指定夜間対応型訪問介護を行う施設	オペレーションセンター従事者
1-2 (46)	指定認知症対応型通所介護を行う施設	生活相談員
	指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設	
1-2 (47)	指定小規模多機能型居宅介護を行う施設	介護支援専門員
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設	
	指定認知症対応型共同生活介護を行う施設	
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設	
	指定複合型サービスを行う施設	
1-2 (48)	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設	生活相談員 介護支援専門員
1-2 (49)	居宅介護支援事業を行っている事業所	介護支援専門員
1-2 (50)	介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員
	第一号介護予防支援事業を行っている事業所	
1-2 (51)	「生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業」を行っている生活支援ハウス	生活援助員
1-2 (52)	「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」を行っている高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、多くの高齢者が居住する集合住宅等	相談援助業務を行っている生活援助員
1-2 (53)	サービス付き高齢者向け住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律）	相談援助業務を行っている職員
1-2 (54)	地域福祉センター	相談援助業務を行っている職員
1-2 (55)	「自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領」に規定する就労支援事業を行っている事業所	就労支援員
1-2 (56)	「ひきこもり支援推進事業実施要領」に基づくひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター その他相談援助業務を行っている専任職員
1-2 (57)	「地域生活定着促進事業実施要領」に基づく地域生活定着支援センター	相談援助業務を行っている職員
1-2 (58)	「社会的包摂・「絆」再生事業実施要領」に基づくホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	相談援助業務を行っている相談員
1-2 (59)	「社会的包摂・「絆」再生事業実施要領」に基づくホームレス自立支援センター	生活相談指導員
1-2 (60)	「被災者見守り・相談支援事業実施要領」、 「地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業実施要領」、 「社会的包摂・「絆」再生事業実施要領」、 「介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領」に基づき、東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員
1-2 (61)	「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり等事業実施要領」及び「被災者見守り・相談支援等事業実施要領」に基づき、被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員
1-2 (62)	「自立相談支援モデル事業運営要領」に基づく自立相談支援機関	主任相談支援員 相談支援員
	「家計相談支援モデル事業運営要領」に規定する家計相談支援モデル事業を行っている事業所	就労支援員 家計相談支援員

## 2 相談援助業務の範囲

別添1	対象施設・事業種類	返還猶予・返還免除の対象となる職種
1-2 (63)	生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関	主任相談支援員 相談支援員
	生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所	就労支援員 就労支援準備担当者
	生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所	家計改善支援員
1-2 (64)	「地域居住支援事業実施要領」に基づき地域居住支援事業を行っている事業所	相談援助業務を行っている職員
1-2 (65)	生活保護法に規定する被保護者就労支援事業を行っている事業所	就労支援員
1-2 (66)	発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員 就労支援を担当する職員
1-2 (67)	広域障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律）	障害者職業カウンセラー
1-2 (68)	地域障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律）	障害者職業カウンセラー 職業適応援助者
1-2 (69)	改正前障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
	障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	
1-2 (70)	障害者雇用支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律）	改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員
1-2 (71)	改正前雇用保険法に規定する訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
1-2 (72)	障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律）	主任就業支援担当者 就業支援担当者 主任職場定着支援担当者 生活支援担当職員
1-2 (73)	職業安定法に規定する公共職業安定所	精神・発達障害者雇用サポーター 障害学生等雇用サポーター
1-2 (74)	「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領」に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー
1-2 (75)	難病相談支援センター（難病の患者に対する医療等に関する法律）	難病相談支援員
1-2 (76)	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター
1-2 (77)	「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱に基づく子ども家庭総合支援拠点	相談援助業務を行っている職員
1-2 (78)	改正前「母子保健法」に規定する母子健康包括支援センター	旧母子保健法に規定する母子保健に関する各種の相談に応ずる職員
1-2 (79)	地域若者サポートステーション事業により設置される地域若者サポートステーション	相談援助業務を行っている職員
1-2 (80)	「子ども・若者育成支援推進法」に規定する子ども・若者総合相談センター	相談援助業務を行っている職員
1-2 (81)	成年後見制度利用促進基本計画における「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関（成年後見制度の利用の促進に関する法律）	相談援助業務を行っている職員
1-2 (82)	基幹相談支援センター（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）	相談援助業務を行っている職員
1-2 (83)	家庭裁判所（裁判所法）	家庭裁判所調査官
1-2 (84)	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所（児童福祉法）	「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施要綱」に規定する小児慢性特定疾病児童等自立支援員
1-2 (85)	医療的ケア児支援センター（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律）	医療的ケア児等コーディネーター
1-2 (86)	日常生活支援住居施設	生活支援員 生活支援提供責任者
1-2 (87)	産後ケア事業を実施する施設	相談に応ずる職員
1-2 (88)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく配偶者暴力相談支援センター	女性相談支援員

## 2 相談援助業務の範囲

別添1	対象施設・事業種類	返還猶予・返還免除の対象となる職種
1-2 (89)	「若年被害女性等支援事業実施要領」に基づく若年被害女性等支援事業を行っている事業所	相談援助業務又は自立支援を行っている職員
1-2 (90)	児童福祉法に規定する養育支援訪問事業を行っている事業所	訪問支援者
1-2 (91)	児童福祉法に規定する児童厚生施設（児童遊園を除く）	相談援助業務を行っている者
1-2 (92)	児童福祉法に規定する親子再統合支援事業を行っている事業所	相談援助業務を行っている職員
1-2 (93)	児童福祉法に規定する社会的養護自立支援拠点事業を行っている事業所	支援コーディネーター 生活相談支援員 就労相談支援員
1-2 (94)	児童福祉法に規定する妊産婦等生活援助事業を行っている事業所	支援コーディネーター 母子支援員
1-2 (95)	児童福祉法に規定する子育て世帯訪問支援事業を行っている事業所	訪問支援員
1-2 (96)	児童福祉法に規定する児童育成支援拠点事業をやっている事業所	相談援助業務を行っている職員
1-2 (97)	児童福祉法に規定するこども家庭センター	児童福祉法に規定する児童の福祉及び妊産婦の福祉に関する相談に応ずる職員 母子保健法に規定する母子保健に関する各種の相談に応ずる職員 こども家庭センターガイドラインに規定する統括支援員
1-2 (98)	児童福祉法に規定する地域子育て相談機関	相談支援業務を行っている職員
1-2 (99)	上記(1)～(98)に定める施設以外の施設で福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設	福祉に関する相談援助業務を行っている相談員

### 【別表4】 学業成績の目安（次のいずれかに該当する者）

① 高等学校などにおける成績が、平均水準以上の者
② 特定の分野において、特に優れた資質能力があると認められる者
③ 学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者

## 【別表5】 外国人留学生における法人による連帯保証の取扱い（特例）

### 1 連帯保証人について

介護福祉士養成施設等に修学する外国人留学生に限り、個人の連帯保証人を立てることが困難な場合は、特例として法人による連帯保証を認めるものとする。

※連帯保証人（個人）の場合の取扱いは通常と同様とする。

### 2 対象となる法人

次に掲げる全ての要件に該当する場合に限り、法人による連帯保証を認めるものとする。

(1) 次のいずれかの法人であること

- ① 貸付申請者が入学する介護福祉士養成施設等を運営する法人
- ② 貸付申請者の就労予定先又は借受人の就労先が、介護等業務に従事したことによる返還免除の対象となる場合に、その施設等を運営する法人（社会福祉法人にあっては、法人による連帯保証を行う趣旨として、定款に公益事業として整理し、理事会の合意を得ていること）
- ③ その他、県社協が認める法人

(2) 財務状況が健全であり、保証能力を有する法人であること

複数の貸付の連帯保証人となることを可能とするが、連帯保証額を上回る預貯金を有していること

項目	財務状況の目安
① 2年以上の活動実績	・登記事項証明書及び直近2カ年の決算書（貸借対照表、事業活動収支計算書／総括分のみで可）
② 収支状況	・資産合計－負債合計 ※2年間黒字であること
③ 流動比率	・（流動資産÷流動負債）×100(%)＝150%以上
④ 自己資本比率	・（純資産の部合計÷負債及び純資産の部合計）×100(%)＝10%以上

※上記の財務状況の目安を満たさない特別の理由がある場合は要相談

(3) 過去2年以内において、次の事項に該当していないこと

- ・営業を廃止又は解散していないこと
- ・破産、和議、会社整理、会社更生の申し立てがないこと
- ・財産上の信用に係る差押え、仮差押え、仮処分を受けていないこと
- ・財産上の信用に係る競売、強制執行、遅滞処分等を受けていないこと
- ・営業停止処分、手形交換所の取引停止処分を受けていないこと

(4) 連帯保証人になることについて、法人内で承認されていること

### 3 連帯保証限度額の目安

一法人が複数年度累積して連帯保証人となる場合は、申請年度ごとの決算書等により、最新の連帯保証可能金額を算出し、その算出額から既に決定を受けている金額を差引いた額を、当該年度の連帯保証限度額とします。

連帯保証可能金額	・（流動資産－流動負債）×20(%)の金額
----------	-----------------------

※3,000万円を上限とするが、これを超える特別の理由がある場合は要相談

### 4 留意事項

- (1) 連帯保証人となる法人は、貸付申請者が所定期間介護等業務に従事して返還免除となるまでの間、継続的に貸付申請者の状況を把握し、支援できる関係であること。
- (2) 連帯保証人となる法人は、貸付申請者の退学・卒業、退職等により、貸付申請者との関係が変化したり、関係がなくなった場合においても、連帯保証人としての責務を負うものとする。
- (3) 連帯保証人の変更は原則不可とする。但し、借受人、現連帯保証人、新しく連帯保証人になる法人から申出があり、県社協が承認した場合のみ変更可能とする。

### 5 申請時期及び申請方法

貸付申請者は、各年度において会長が指定する期日までに、養成施設等を経由して申請する。

## 6 申請書類

### (1) 必要書類

	必要書類	留意事項等
①	介護福祉士等修学資金貸付申請書（法人保証用）	専用の貸付申請書で申請すること。（希望者に個別に配布します。）
②	養成施設等の長の推薦書（第1-③号様式）	
③	世帯全員の住民票の写し（申請日から3カ月以内で個人番号（マイナンバー）記載なしのもの） ※「国籍・地域」「中長期在留者・特別永住者等の区分」「在留カード等の番号」「在留資格」「在留期間等」「在留期間等の満了日」の記載ありのもの	貸付申請時に他県で住民登録している場合は申請時の住民票を提出すること。 なお、新潟県に住民登録後、改めて住民票を提出すること。
④	貸付申請者の所得課税証明書（市町村発行） これによることができない場合は給与明細書（直近3カ月）等）	
⑤	法人の登記事項証明書の写し	発行後3カ月以内のもの
⑥	直近2カ年の決算書の写し（総括分のみ） ・貸借対照表 ・事業活動収支計算書	連帯保証額を担保する預貯金、積立金部分に印を付すること。
⑦	法人として連帯保証人となる決定が確認できる書類（ア及びイ）	
	ア. 定款や内部規定（※）	・社会福祉法人は、定款の条文中に公益事業「社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業」の記載が必要。 ・社会福祉法人以外の法人は、修学資金の連帯保証に関する内部規定を提出すること。
	イ. 理事会や取締役会等の議事録の写し	・修学資金について申請者の法人保証を行うことが決議された議事録（原本証明したもの）を提出すること。 ・「対象者名」「貸付金額」が記載されていること。

※原則として過年度決定済法人は提出不要としますが、前回申請時に提出した定款や内部規定に変更が生じている場合は、申請年度に改めて提出願います。

### (2) その他必要書類

介護福祉士養成施設等の入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内の者は、離職したことを証明する書類

※上記以外の取扱いは通常と同様とします。

市町村	過疎		山村		離島	辺地	豪雪		特豪		特定農山村		
	過疎		山村				豪雪		特豪		特定農山村		
	全部	一部	全部	一部			全部	一部	全部	一部	全部	一部	
県計		19	17	2	21	30	18	24					
		12	7	1	16	2	21	30	11	7	6	18	
新潟市	新潟市												
	新津市												
	白根市												
	豊栄市												
	小須戸町												
	横越町												
	亀田町												
	岩室村						◎					△	
	西川町												
	黒埼町												
	味方村												
	潟東村												
	中之口村												
	巻町				△								△
	長岡市	長岡市											△
中之島町												△	
越路町												△	
三島町												△	
山古志村		○				△						△	
小国町		○				△	◎					○	
与板町		○										△	
和島村		○										△	
栃尾市	○										○		
寺泊町	○										○		
川口町	○			△							○		
三条市	三条市												
	下田村	○				△	◎					○	
柏崎市	柏崎市				△							○	
	高柳町	経				△	◎					○	
新発田市	新発田市					△						△	
	加治川村	○					◎						
豊浦町	紫雲寺町												
	豊浦町					△							
小千谷市							◎		◎		◎		
加茂市	◎				△			◎				△	
十日町市	十日町市					△						○	
	川西町					△						△	
	中里村	◎			△		◎		◎			○	
松代町	松代町					△						○	
	山之山町					△						○	
見附市	見附市							◎				△	
	村上町					△						○	
	荒川町					△						○	
村上市	村上市	◎				△	◎					○	
	神林村					△						○	
	朝日村					△						○	
山北町	山北町					△						○	
	燕市											○	
燕市	燕市							◎					
	分水町												
吉田町	吉田町												
	糸魚川市					△						○	
糸魚川市	能生町	◎				△		◎		◎		◎	
	青海町					△						△	

市町村	過疎		山村		離島	辺地	豪雪		特豪		特定農山村			
	過疎		山村				豪雪		特豪		特定農山村			
	全部	一部	全部	一部			全部	一部	全部	一部	全部	一部		
市	妙高市	新井市											△	
		妙高高原町	◎										○	
	五泉市	妙高村											△	
		五泉市											△	
	上越市	上越市												△
		柿崎町	○											△
		大湊町												△
		安塚村	○											○
		浦川原村	○											○
		大島村	○											○
		牧村	○											○
		頸城村												○
		吉川町	○											△
		中郷村	○											△
	阿賀野市	板倉町	○											○
清里村		○											○	
三和村		○											○	
名立町		○											○	
佐渡市	安田町													
	京ヶ瀬村													
	水原村													
魚沼市	笹神村	○												
	両津市												○	
	相川町												○	
	佐和田町												○	
	金井村												○	
胎内市	新穂町	◎											○	
	野野町												○	
	真野町												○	
南魚沼市	小木町													
	羽茂村												△	
	赤泊村												○	
胎内市	堀之内町													
	小出町													
	湯之谷村	◎											○	
魚沼市	広神村												○	
	守門村												○	
	入広瀬村												○	
南魚沼市	六日町													
	大和町												△	
胎内市	塩沢町												△	
	中条町													
北蒲	黒川村	○											○	
	聖籠町												◎	
	西蒲												◎	
南蒲	弥彦村												◎	
	田上町												◎	
	津川町												△	
東蒲	鹿瀬町	◎											◎	
	上川村													
	三川村												△	
三島	出雲崎町	◎											△	
	南魚												◎	
	湯沢町												◎	
中魚	津南町	◎											△	
	刈羽													
刈羽	刈羽村												◎	
	関川村	◎											◎	
岩船郡	粟島浦村	◎											◎	
													◎	

- ※ ◎…市町村の全地域が指定されている地域
- ※ ○…合併前の市町村の全地域が指定されている地域
- ※ △…一部地域が指定されている地域
- ※ 経…指定は外れたが、経過措置（R3～8年度）が適用される地域

過疎欄： 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づく過疎地域  
 山村欄： 「山村振興法」に基づく振興山村  
 離島欄： 「離島振興法」に基づく離島振興対策実施地域  
 辺地欄： 「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置法」に基づく辺地  
 豪雪欄・特豪欄： 「豪雪地帯対策特別措置法」に基づく豪雪地帯及び特別豪雪地帯  
 特定農山村欄： 「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」に基づく特定農山村地域

## 様式目次

	様式名	様式番号	ページ
1	介護福祉士等修学資金貸付申請書	第1-①号様式	28～29
2	介護福祉士等修学資金貸付申請書[生活費加算用]	第1-②号様式	30～31
3	養成施設等の長の推薦書	第1-③号様式	32
4	介護福祉士等修学資金貸付決定通知書	第2-①号様式	33
5	介護福祉士等修学資金貸付不承認通知書	第2-②号様式	34
6	介護福祉士等修学資金貸付契約書	第2-③号様式	35～36
7	介護福祉士等修学資金借用証書	第2-④号様式	37
8	養成施設等卒業届	第3-①号様式	38
9	介護福祉士等登録届	第3-②号様式	39
10	介護等業務従事届	第3-③号様式	40
11	介護等業務従事先等変更届	第3-④号様式	41
12	介護等業務従事状況報告書	第3-⑤号様式	42
13	介護福祉士等修学資金返還計画申請書	第4-①号様式	43
14	介護福祉士等修学資金返還計画変更承認申請書	第4-②号様式	44
15	介護福祉士等修学資金返還債務履行猶予申請書	第5-①号様式	45
16	介護福祉士等修学資金返還債務履行猶予申請書	第5-②号様式	46～47
17	介護福祉士等修学資金返還債務免除申請書	第6-①号様式	48
18	連帯保証人変更申請書	第7-①号様式	49～50
19	氏名・住所変更届	第7-②号様式	51
20	死亡届	第7-③号様式	52
21	連帯保証人死亡届	第7-④号様式	53
22	退学・休学・停学・復学・留年届	第7-⑤号様式	54
23	介護福祉士等修学資金貸付辞退届	第7-⑥号様式	55
24	他種の養成施設等入学・卒業・退学届	第7-⑦号様式	56
25	養成施設等在学状況報告書	第8-①号様式	57
26	養成施設等卒業状況報告書	第8-②号様式	58

※ 必要な書類はコピーをとって使用してください。

【貸付決定後の主な手続きに必要な提出書類一覧】

区 分	様式名称及び提出書類	様式番号	
契 約	① 介護福祉士等修学資金貸付契約書 ② 連帯保証人の住民票又は運転免許証の写し（連帯保証人が法人の場合は不要） ③ 借受人名義の銀行口座通帳の写し	第 2 - ③ 号様式	
	① 介護福祉士等修学資金借用証書	第 2 - ④ 号様式	
卒業・従事	① 養成施設等卒業届 ② 介護福祉士等登録届 ③ 登録証の写し	第 3 - ① 号様式 第 3 - ② 号様式	
	④ 介護等業務従事届 ⑤ 介護福祉士等修学資金返還債務履行猶予申請書	第 3 - ③ 号様式 第 5 - ① 号様式	
	① 介護等業務従事先変更届	第 3 - ④ 号様式	
	① 介護等業務従事状況報告書	第 3 - ⑤ 号様式	
	返 還	① 介護福祉士等修学資金返還計画申請書 ② その事由により必要な書類	第 4 - ① 号様式
		① 介護福祉士等修学資金返還計画変更承認申請書	第 4 - ② 号様式
猶 予	① 介護福祉士等修学資金返還債務履行猶予申請書 ② その事由により必要な提出書類 ※細則第18-1(1)～(5)に該当する場合	第 5 - ① 号様式	
	① 介護福祉士等修学資金返還債務履行猶予申請書 ② その事由により必要な提出書類 ※細則第18-1(6)に該当する場合	第 5 - ② 号様式	
免 除	① 介護福祉士等修学資金返還債務免除申請書 ② その事由となる事実を証明する書類	第 6 - ① 号様式	
変更等	① 連帯保証人変更申請書 ② 新たな連帯保証人の住民票又は運転免許証の写し	第 7 - ① 号様式	
	① 氏名・住所変更届 ② 氏名変更は戸籍抄本・住所変更は住民票抄本	第 7 - ② 号様式	
	① 死亡届 ② その事実を証明する書類	第 7 - ③ 号様式	
	① 連帯保証人死亡届 ② その事実を証明する書類	第 7 - ④ 号様式	
	① 退学・休学・停学・復学・留年届	第 7 - ⑤ 号様式	
	① 介護福祉士等修学資金貸付辞退届	第 7 - ⑥ 号様式	
	① 他種の養成施設等入学・卒業・退学届	第 7 - ⑦ 号様式	
養成施設等	① 養成施設等在学状況報告書 ② 養成施設等卒業状況報告書	第 8 - ① 号様式 第 8 - ② 号様式	

## 介護福祉士等修学資金貸付申請書

### (介護福祉士・社会福祉士修学資金用)

申請日 令和 年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

申請者(自署) 郵便番号

住 所

電話番号

ふりがな

氏 名

生年月日

年 月 日

印

介護福祉士等修学資金の貸付けを次のとおり関係書類を添えて申請します。  
また、個人情報の取扱いに関する事項(裏面記載)について同意します。

貸付希望種別	1 介護福祉士修学資金	2 社会福祉士修学資金	
在学する養成施設等の 名称・学部学科・ 卒業予定等			
	第 学年在学	入学年月： 年 月	卒業予定： 年 月
就 業 の 状 況	1 就業していない 2 就業している(勤務先名称 )		
貸付希望期間及び金額 (貸付金額は万円単位)	① 修学費月額____万円を 年 月から 年 月 までの____か月分で _____万円(月額5万円以内)		
	② 入学準備金 _____万円(20万円以内)		
	③ 就職準備金 _____万円(20万円以内)		
	④ 国家試験受験対策費用(介護福祉士修学資金のみ) _____万円(4万円以内)		
	⑤ 計(①+②+③+④) _____万円		
貸付金の返還方法	1 月賦 2 半年賦		
他制度の利用状況	1 無し 2 申請中(資金名称： ) 3 受給中(資金名称： )		
卒業後の希望就職先 (施設の種別・業種等)	第1希望		
	第2希望		

注1 「貸付希望種別」、「就業の状況」及び「貸付金の返還方法」の欄は、該当する番号に○で囲むこと。

注2 「他制度の利用状況」欄は、該当する番号を○で囲み、申請中又は受給中の場合は資金名称を記入すること。

## ○申請者の世帯状況

世帯構成	氏 名	続 柄	年 齢	月所得(円)	職業(会社員・自営業・学生等)
申請者		本人			
家計支持者					(携帯番号 )
世帯の月所得合計額					円

注1 家計支持者は「職業」欄に、職業および携帯番号を記入すること。

注2 世帯全員の直近の状況を記入すること。

○連帯保証人（本人が自署のこと）

（裏面）

申請者が介護福祉士等修学資金の貸付を受けたときは、当該貸付を受けた修学資金の返還について、連帯保証人として申請者と連帯して債務を負担します。

また、個人情報の取扱いに関する事項（下記）について同意します。

【連帯保証人1】 独立した生計を営む者

ふりがな 氏名（年齢）	----- (満 歳)		
申請者との続柄		収入（月収）金額	円
住所・電話番号	〒	TEL	
職業及び勤務先	【職業】①会社員 ②自営業（ ）③その他（ ） 【勤務先】 TEL		

【連帯保証人2】 申請者の法定代理人（申請日時点で申請者が未成年の場合）

ふりがな 氏名（年齢）	----- (満 歳)		
申請者との続柄		収入（月収）金額	円
住所・電話番号	〒	TEL	
職業及び勤務先	【職業】①会社員 ②自営業（ ）③その他（ ） 【勤務先】 TEL		

個人情報の取扱いに関する事項

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する「介護福祉士等修学資金貸付事業」（以下「本事業」という。）における個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」に基づいて、本会「個人情報保護規程」により運用します。

記

- 1 本事業の円滑な実施を図るため、取得した個人情報は貸付・返還の状況について正確に把握することを目的として適正に利用します。
- 2 本事業において個人情報を利用する場合は、利用目的の範囲内において本会の本事業担当者が利用することを原則とします。  
ただし、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、養成施設、就労先、社会福祉協議会、新潟県及び市区町村行政機関、各金融機関、その他関係機関等の第三者に対して個人情報を提供し、第三者から個人情報を取得し、また、第三者と個人情報を共有することがあります。
- 3 本事業を通じて取得した個人情報については、本人の同意なく、本事業の目的以外に利用すること、及び上記2による場合を除き、第三者への提供は行いません。  
ただし、以下の場合に限り、あらかじめ同意を得ることなく、本事業目的以外の利用、第三者への提供を行うことがあります。
  - ・弁護士法に基づいた弁護士による照会に回答する場合など法令に基づく場合
  - ・火災・災害など緊急時で、人の生命・身体、財産の保護のために必要がある場合
  - ・税務署からの照会、警察・検察からの捜査協力依頼による場合
- 4 本事業利用に関わる個人情報については、書面及び情報システムにつながったコンピュータに入力し、個人データとして本事業担当者の管理の下に厳正に保管・利用します。

添付書類	<input type="checkbox"/> 養成施設等の長の推薦書（第1-③号様式） <input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票（申請日から3カ月以内でマイナンバー記載なしのもの） <input type="checkbox"/> 家計支持者の所得課税証明書（市町村発行） <input type="checkbox"/> 連帯保証人の所得課税証明書（市町村発行） <input type="checkbox"/> 中高年離職者に該当する申請者は離職をしたことを証明する書類
------	--

注 「中高年離職者」とは、養成施設等の入学時に45歳以上の者であり、離職して2年以内の者

介護福祉士等修学資金貸付申請書【生活費加算用】

(介護福祉士・社会福祉士修学資金用)

申請日 令和 年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

申請者(自署) 郵便番号  
住 所  
電話番号  
ふりがな  
氏 名  
生年月日

年 月 日

印

介護福祉士等修学資金の貸付けを次のとおり関係書類を添えて申請します。  
また、個人情報の取扱いに関する事項(裏面記載)について同意します。

貸付希望種別	1 介護福祉士修学資金	2 社会福祉士修学資金
在学する養成施設等の 名称・学部学科・ 卒業予定等	第 学年在学	入学年月： 年 月 卒業予定： 年 月
	就業の状況	
貸付希望期間及び金額 (貸付金額は万円単位)	1 就業していない	
	2 就業している(勤務先名称 )	
	① 修学費月額 万円 を 年 月から 年 月 までの か月分で 万円 (月額5万円以内)	
	② 入学準備金 万円 (20万円以内)	
	③ 就職準備金 万円 (20万円以内)	
	④ 国家試験受験対策費用(介護福祉士修学資金のみ) 万円 (4万円以内)	
卒業後の希望就職先 (施設の種別・業種等)	⑤ 生活費加算月額 万円 を 年 月から 年 月 までの か月分で 万円 (月額3万円以内)	
	⑥ 計(①+②+③+④+⑤) 万円	
貸付金の返還方法	1 月賦 2 半年賦	
他制度の利用状況	1 無し 2 申請中(資金名称： ) 3 受給中(資金名称： )	
第1希望	第2希望	

注1 「貸付希望種別」、「就業の状況」及び「貸付金の返還方法」の欄は、該当する番号に○で囲むこと。

2 「他制度の利用状況」欄は、該当する番号を○で囲み、申請中又は受給中の場合は資金名称も記入すること。

○申請者の世帯状況

世帯構成	氏 名	続 柄	年 齢	月所得(円)	職業(会社員・自営業・学生等)
申請者		本人			
家計支持者					(携帯番号 )
世帯の月所得合計額					円

注1 家計支持者は「職業」欄に、職業および携帯番号を記入すること。

2 世帯全員の直近の状況を記入すること。

○連帯保証人（本人が自署のこと）

（裏面）

申請者が介護福祉士等修学資金の貸付を受けたときは、当該貸付を受けた修学資金の返還について、連帯保証人として申請者と連帯して債務を負担します。

また、個人情報の取扱いに関する事項（下記）について同意します。

【連帯保証人1】 独立した生計を営む者

ふりがな 氏名（年齢）	----- (満 歳)		
申請者との続柄		収入（月収）金額	円
住所・電話番号	〒	TEL	
職業及び勤務先	【職業】①会社員 ②自営業（ ）③その他（ ） 【勤務先】 TEL		

【連帯保証人2】 申請者の法定代理人（申請日時時点で申請者が未成年の場合）

ふりがな 氏名（年齢）	----- (満 歳)		
申請者との続柄		収入（月収）金額	円
住所・電話番号	〒	TEL	
職業及び勤務先	【職業】①会社員 ②自営業（ ）③その他（ ） 【勤務先】 TEL		

個人情報の取扱いに関する事項

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する「介護福祉士等修学資金貸付事業」（以下「本事業」という。）における個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」に基づいて、本会「個人情報保護規程」により運用します。

記

- 1 本事業の円滑な実施を図るため、取得した個人情報は貸付・返還の状況について正確に把握することを目的として適正に利用します。
- 2 本事業において個人情報を利用する場合は、利用目的の範囲内において本会の本事業担当者が利用することを原則とします。  
ただし、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、養成施設、就労先、社会福祉協議会、新潟県及び市区町村行政機関、各金融機関、その他関係機関等の第三者に対して個人情報を提供し、第三者から個人情報を取得し、また、第三者と個人情報を共有することがあります。
- 3 本事業を通じて取得した個人情報については、本人の同意なく、本事業の目的以外に利用すること、及び上記2による場合を除き、第三者への提供は行いません。  
ただし、以下の場合に限り、あらかじめ同意を得ることなく、本事業目的以外の利用、第三者への提供を行うことがあります。
  - ・弁護士法に基づいた弁護士による照会に回答する場合など法令に基づく場合
  - ・火災・災害など緊急時で、人の生命・身体、財産の保護のために必要がある場合
  - ・税務署からの照会、警察・検察からの捜査協力依頼による場合
- 4 本事業利用に関わる個人情報については、書面及び情報システムにつながったコンピュータに入力し、個人データとして本事業担当者の管理の下に厳正に保管・利用します。

添付書類	<input type="checkbox"/> 養成施設等の長の推薦書（第1-③号様式） <input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票（申請日から3カ月以内でマイナンバー記載なしのもの） <input type="checkbox"/> 生活保護世帯の者は生活保護受給証明書、生活保護世帯に準ずる世帯の者は市町村税非課税証明書（市町村発行）等 <input type="checkbox"/> 連帯保証人の所得課税証明書（市町村発行） <input type="checkbox"/> 中高年離職者に該当する申請者は離職をしたことを証明する書類
------	--

注 「中高年離職者」とは、養成施設等の入学時に45歳以上の者であり、離職して2年以内の者

養成施設等の長の推薦書  
(介護福祉士・社会福祉士修学資金)

推薦を受ける者の氏名	
種 別	介護福祉士 ・ 社会福祉士
在学する養成施設名等 (名称、学部学科名)	( 年 月入学 ・ 第 学年)
推 薦 順 位	位 / 人中
所見・推薦理由  ○人物・成績・経済的援助 の必要性及び卒業後の意 思確認等	※人物・成績・経済的援助の必要性等の所見に加え、卒業後、介護福祉士又は社会福祉士として 県内において介護・相談援助の業務に従事する意思を有していることを確認し、その旨を記載 してください。
他制度の利用状況	1 申請又は受給していない 2 申請又は受給している ① 資金の名称： ② 本修学資金の貸付が決定した場合の意思：

上記の者は、介護福祉士等修学資金の貸付けを受ける者として適当であると認められるので  
推薦します。

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

養成施設等の所在地

養成施設等の名称

養成施設等の長の職名及び氏名

㊟

## 介護福祉士等修学資金貸付決定通知書

新社協第 号  
年 月 日

様

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長

年 月 日付けで申請のあった介護福祉士等修学資金の貸付けについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

介護福祉士・社会福祉士修学資金	
氏 名	
貸付決定番号	
貸付金額	修学費月額計 円（月額 万円を 年 月分） 入学準備金 円 就職準備金 円 国家試験受験対策費用 円 生活費加算月額計 円（月額 万円を 年 月分） 合 計 円
貸付期間	年 月から 年 月まで（延べ 月間）
返還期間	年 月から 年 月まで（延べ 月間）
貸付金利子	無利子（延滞利子 年 %）
返還方法 1回の返還額	月賦返還（返還回数 回） 円 半年賦返還（返還回数 回） 円
貸付条件等	1 この通知書に記載されている事項のほか、修学資金の貸付けに関しては、「介護福祉士等修学資金貸付事業の実施取扱細則」に定めるところによること。 2 「介護福祉士等修学資金貸付事業の実施取扱細則」の規定を遵守すること。 3 「介護福祉士等修学資金貸付契約書」（第2-③号様式）に添付書類を添えて、14日以内に新潟県社会福祉協議会長に提出すること。



収入印紙  
200円

## 介護福祉士等修学資金貸付契約書

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 \_\_\_\_\_（以下「甲」という。）と \_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、介護福祉士等修学資金貸付事業の実施取扱細則（以下「細則」という。）第11の規定により介護福祉士等修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けについて、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、乙に対し次のとおり修学資金を貸付けるものとする。

貸付額	介護福祉士等修学資金貸付決定通知書により決定した貸付金額
貸付期間	介護福祉士等修学資金貸付決定通知書により決定した貸付期間
交付時期	原則として、新規に貸付けの決定を受けた年度は、本契約書の提出があった後の甲が別途通知する日 養成施設等に在学し継続して交付を受ける年度は、養成施設等の長から在学状況の報告があった後の5月31日及び10月31日
交付先	乙名義の銀行口座に振込み 銀行名 _____ 支店名 _____ 口座種類 (普通預金) 口座番号 _____
返還期間	介護福祉士等修学資金貸付決定通知書により決定した返還期間
返還方法	介護福祉士等修学資金貸付決定通知書により決定した返還方法及び1回の返還額

第2条 乙は、細則第17の4の規定により介護福祉士等修学資金返還計画申請書を提出したときは、甲の指示するところにより修学資金の返還の債務を履行するものとする。

第3条 甲は、乙が不正に修学資金の貸付けを受けたときは、この契約を解除し、当該不正に貸付けを受けた修学資金に相当する額を返還させるものとする。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲の指示するところにより、すでに貸付けを受けた修学資金を返還しなければならない。

第4条 前各条に定めるもののほか、乙は、細則に定めるところにより、その義務を誠実に履行するものとする。

第5条 この契約及び細則に定めのない事項並びにこの契約に疑義を生じた事項は、甲の指示により解決するものとする。

※裏面に続く

(裏)

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙及び連帯保証人が記名押印の上、甲乙各1通を保有する。

年 月 日

甲 郵便番号 950-8575  
住 所 新潟市中央区上所2丁目2番2号  
電話番号 025-281-5605  
氏 名 社会福祉法人新潟県社会福祉協議会  
会長

⑩

乙 郵便番号  
住 所  
電話番号  
携帯番号  
氏 名

⑩

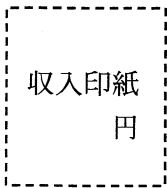
連帯保証人 郵便番号  
住 所  
電話番号  
携帯番号  
氏 名

⑩

連帯保証人 郵便番号  
住 所  
電話番号  
携帯番号  
氏 名

⑩

- 注1 収入印紙(200円)を1通に貼り、乙が消印すること。  
2 乙及び連帯保証人の欄は、それぞれ本人が自署し押印すること。  
3 連帯保証人の住民票又は運転免許証の写しを添付すること。(連帯保証人が法人の場合は不要)  
4 修学資金の交付先である乙名義の銀行口座通帳(銀行名、支店名、口座種類、口座番号及び口座名義が記載しているページ)の写しを添付すること。  
5 貸付決定通知を受けた日から14日以内に甲に提出すること。  
6 この契約書を提出しない場合は、借受けを辞退したものとみなす。



介護福祉士等修学資金借用証書

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

借 受 人 貸付決定番号  
郵便番号  
住 所  
電話番号  
携帯番号  
氏 名 ⑩

連帯保証人 郵便番号  
住 所  
電話番号  
携帯番号  
氏 名 ⑩

連帯保証人 郵便番号  
住 所  
電話番号  
携帯番号  
氏 名 ⑩

借受人は、介護福祉士等修学資金貸付事業の実施取扱細則の規定に基づく修学資金として、下記の金額を借用しました。

ついては、同細則の規定を遵守するとともに、借用した修学資金の返還について、新潟県社会福祉協議会長が指示する方法等により、遅滞なくその債務を履行します。

連帯保証人は、借受人が借用した修学資金の返還について、借受人と連帯してその返還の債務を負担します。

記

借用金額	円
貸付金利子	無利子 (延滞利子 年 %)
返 還 方 法	返 還 (返還回数 回)

- 注1 収入印紙 ( 円 ) を貼り、借受人が消印すること。
- 2 借受人及び連帯保証人の欄は、それぞれ本人が自署し押印すること。
- 3 修学資金の最後の交付を受けた後の別途指定する日までに、提出すること。

養成施設等卒業届

年 月 日

社会福祉法人 新潟県社会福祉協議会長 様

借受人 郵便番号  
住 所  
電話番号  
ふりがな  
氏 名 ⑩  
貸付番号 ( )

下記のとおり養成施設等を卒業したので届け出ます。

記

資格取得等	養成施設等名	[介護福祉士・社会福祉士]養成施設
	卒業年月日	年 月 日
	資格取得の有無	[ 介護福祉士 ・ 社会福祉士 ] の資格を [ 取得した ・ 未取得 ]

卒業後の就業等の予定		この届と併せて提出する申請書等
修学資金の返還予定	返還の開始	
	1 指定の介護等業務以外に就業・就業予定	
	2 県外において指定の介護等業務に就業・就業予定	・返還計画申請書 (第4-①号様式)
	3 その他 ( )	
	1 他種の養成施設等に修学	・返還猶予申請書 (第5-①号様式) ・他種の養成施設等入学届 (第7-⑦号様式)
返還猶予を申請		
2 県内等において介護等業務に就業	・返還猶予申請書 (第5-①号様式) ・介護等業務従事届 (第3-③号様式)	
3 今後、介護等業務に従事する意思がある		
4 今後の国家試験を受験する意思がある ※社会福祉士修学資金の貸付を受けた場合に限る	・返還猶予申請書 (第5-①号様式)	
5 その他 ( )		

- 注1 「資格取得等」の欄は、該当する文字を○で囲むこと。  
 注2 「卒業後の就業等の予定」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。  
 注3 介護福祉士等の資格を取得し登録簿に登録した後は「介護福祉士等登録届」(第3-②号様式)を提出すること。

○養成施設等の長の証明

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

〒  
養成施設等の所在地  
養成施設等の名称  
養成施設等の長の職名及び氏名

⑩

## 介護福祉士等登録届

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

借受人 郵便番号  
 住 所  
 電話番号  
 ふりがな  
 氏 名 ㊞  
 貸付番号 ( )

下記のとおり資格に係る登録簿に登録されたので届け出ます。

### 記

登録を受けた資格	1 介護福祉士      2 社会福祉士
登録年月日	年      月      日
登録番号	

注1 「登録を受けた資格」の欄は、該当する番号に○で囲むこと。

2 登録証の写し（A4版に複写）を添付すること。

## 介 護 等 業 務 従 事 届

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

借受人 郵便番号  
住 所  
電話番号  
ふりがな  
氏 名 ⑩  
貸付番号 ( )

下記のとおり指定の介護等業務の従事（予定）していることを届け出ます。

記

施設等の名称	
所在地	〒  TEL
施設等の種別	
業務内容	
就業（予定）年月日	年 月 日

### ○指定の介護等業務の従事先の長の証明

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

〒

施設等の所在地

施設等の名称

TEL

施設等の長の職及び氏名

⑩

介護等業務従事先等変更届

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

借受人 郵便番号  
 住 所  
 電話番号  
 ふりがな  
 氏 名 ⑩  
 貸付番号 ( )

下記のとおり指定の介護等業務の従事にかかる事項について届け出ます。

記

変更前の従事先	施設等の名称	
	所在地	〒
	異動・退職年月日	年 月 日
変更後の従事先	施設等の名称	
	所在地	〒 TEL
	施設等の種別	
	業務内容	
	異動・就業年月日	年 月 日

○新たな従事先の長の証明

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

〒  
 施設等の所在地  
 施設等の名称 TEL  
 施設等の長の職名及び氏名 ⑩

## 介護等業務従事状況報告書

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

借受人 郵便番号  
住 所  
電話番号  
ふりがな  
氏 名 (印)  
貸付番号 ( )

下記のとおり該当期間における指定の介護等業務の従事状況について報告します。

記

報告の該当期間	年 月 日 から 年 月 日			
従事先の施設等名称	施設等の種別	業務内容	従事期間	登録ヘルパー、家政婦等の場合(注2)
			年 月 日から 年 月 日まで	登録期間 日 従事期間 日
			年 月 日から 年 月 日まで	登録期間 日 従事期間 日
			年 月 日から 年 月 日まで	登録期間 日 従事期間 日
			年 月 日から 年 月 日まで	登録期間 日 従事期間 日
育児休業等で 従事していない期間	年 月 日から 年 月 日まで [理由]			

注1 「報告の該当期間」内に指定の介護等業務の従事先が複数ある場合は、様式をコピーのうえ従事先別に作成すること。

注2 登録ヘルパー、家政婦等の場合は、「報告の該当期間」における登録期間・従事期間の日数を記入すること。

### ○指定の介護等業務の従事先の長の証明

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

〒  
施設等の所在地

施設等の名称

TEL

施設等の長の職名及び氏名

(印)

介護福祉士等修学資金返還計画申請書

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

申請者 郵便番号  
 住 所  
 電話番号  
 ふりがな  
 氏 名 ④  
 借受人との関係 ( )

下記により介護福祉士等修学資金を返還したいので申請します。

記

借受人の氏名		貸付番号 ( )
返還債務額	①借用金額	円
	②返還免除を受けた金額	円
	③返還すべき金額	円 (①-②)
返還期間	①貸付期間	年 月から 年 月まで (延べ 月間)
	②返還猶予を受けた期間	年 月から 年 月まで
	③返還期間	年 月から 年 月まで (延べ 月間)
返還方法等	①返還方法	1 月賦    2 半年賦    3 その他 ( )
	②返還回数	回
	③1回当たりの返還金額	円 (③×②=返還すべき金額)
返 還 事 由		○返還事由の発生日 年 月 日 1 貸付契約が解除された 2 養成施設等を卒業した 3 介護等業務を県外で従事した (指定の国立施設を除く) 4 介護等業務に従事する意思がなくなった 5 介護福祉士等登録簿に登録できなかった 6 県内等において介護等業務に従事しなくなった 7 介護等業務の業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなった 8 返還の債務の返還猶予期間が終了した

注 「返還方法」及び「返還事由」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。

## 介護福祉士等修学資金返還計画変更承認申請書

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

申請者 郵便番号  
住 所  
電話番号  
ふりがな  
氏 名 ㊞  
借受人との関係 ( )

下記により介護福祉士等修学資金返還計画を変更したいので申請します。

記

借受人の氏名		貸付番号 ( )
返 還 債 務 額	①借用金額	円
	②返還免除を受けた金額	円
	③返還済金額	円
	④返還未済金額	円 (①-②-③)
変 更 前	①返還方法	1 月賦      2 半年賦      3 その他 ( )
	②返還期間	年 月から 年 月まで (延べ 月間)
	③返還回数	回
	④1回当たりの返還金額	円 (④×③=返還未済金額)
変 更 後	①返還方法	1 月賦      2 半年賦      3 その他 ( )
	②返還期間	年 月から 年 月まで (延べ 月間)
	③返還未済額の返還回数	回
	④1回当たりの返還金額	円 (④×③=返還未済金額)
変 更 理 由		

注 「返還方法」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。

介護福祉士等修学資金返還債務履行猶予申請書

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

借受人 郵便番号  
住 所  
電話番号  
ふりがな  
氏 名 (印)  
貸付番号 ( )

下記により介護福祉士等修学資金の返還債務履行の猶予を受けたいので申請します。

記

返 還 債 務 額	①借用金額	円
	②返還免除を受けた金額	円
	③返還済金額	円
	④返還未済金額	円 (①-②-③)
申 請	①履行猶予申請額	円
	②履行猶予申請期間	年 月から 年 月まで (延べ 月間)
返還履行猶予の事由 (添付書類)		<input type="radio"/> 履行猶予事由の発生日 年 月 日 1 貸付契約が解除された後も引き続き養成施設等に在学している (養成施設等の在学証明書を添付) 2 養成施設等を卒業後さらに他種の養成施設等で修学している (他種の養成施設等入学・卒業・退学届(第7-⑦号様式)を添付) 3 県内等において介護等業務に従事している (介護等業務従事届(第3-③号様式)を添付) 4 今後、介護等業務に従事する意思がある [下記の欄に今後の従事に向けた意思を記載すること] 5 今後の国家試験を受験する意思がある ※社会福祉士修学資金の貸付を受けた場合に限る [下記の欄に今後の受験に向けた意思を記載すること]
具 体 的 な 内 容		

注 「返還履行猶予の事由」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。

## 介護福祉士等修学資金返還債務履行猶予申請書

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

借受人 郵便番号  
住 所  
  
電話番号  
ふりがな  
氏 名 ⑩  
貸付番号 ( )

下記により介護福祉士等修学資金の返還債務履行の猶予を受けたいので申請します。

記

返 還 債 務 額	①借用金額	円
	②返還免除を受けた金額	円
	③返還済金額	円
	④返還未済金額	円 (①-②-③)
申 請	①履行猶予申請額	円
	②履行猶予申請期間	年 月から 年 月まで (延べ 月間)
返還履行猶予の事由	<p>○履行猶予事由の発生年月日： 年 月 日</p> <p>6 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還の履行が困難である (下記の欄に具体的に記載し、それを証明する書類を添付すること)</p>	
具体的な内容		

※裏面に続く

## 【借受人の状況】

ふりがな					
氏名(年齢)	(満 歳)				
家族の人数	人 (借受人を含む)	主な家計 支持者氏名		借受人 との続柄	
借受人の職業 及び勤務先	【職業】 1 会社員 2 自営業 ( ) 3 その他 ( ) 【勤務先】 TEL				
収入金額	月収 円 (給与所得、収入所得見込み)				
借受人の収入状態	1 昨年と同じ 2 収入状態が変わった 理由 ( )				
借受人及び家族の状況					

注1 「借受人の職業及び勤務先」の欄は、該当する番号を○で囲み、2および3の場合は( )に詳細を記載すること。

2 「借受人の収入状態」の欄は、該当する番号を○で囲み、2の場合は理由を記載すること。

## 【連帯保証人1の状況】 独立した生計を営む者(本人が自署のこと)

ふりがな				
氏名(年齢)	(満 歳) ㊦			
借受人との続柄		収入金額(月収)	円 (給与所得、所得見込み)	
住所・電話番号	〒	TEL		
職業及び勤務先	【職業】 1 会社員 2 自営業 ( ) 3 その他 ( ) 【勤務先】 TEL			
連帯保証人及び 家族の状況	【家族の人数】 人 (連帯保証人を含む) 【状況】			

注 「職業及び勤務先」の欄は、該当する番号を○で囲み、2および3の場合は( )に詳細を記載すること。

## 【連帯保証人2の状況】 借受人の法定代理人(本人が自署のこと)

ふりがな				
氏名(年齢)	(満 歳) ㊦			
借受人との続柄		収入金額(月収)	円 (給与所得、所得見込み)	
住所・電話番号	〒	TEL		
職業及び勤務先	【職業】 1 会社員 2 自営業 ( ) 3 その他 ( ) 【勤務先】 TEL			
連帯保証人及び 家族の状況	【家族の人数】 人 (連帯保証人を含む) 【状況】			

注 「職業及び勤務先」の欄は、該当する番号を○で囲み、2および3の場合は( )に詳細を記載すること。

## 介護福祉士等修学資金返還債務免除申請書

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

申請者 郵便番号  
住 所  
電話番号  
ふりがな  
氏 名 ㊞  
借受人との関係 ( )

下記により介護福祉士等修学資金の返還債務の免除を受けたいので申請します。

### 記

借 受 人 の 氏 名		貸付番号 ( )				
返 還 債 務 額	①借用金額	円				
	②返還免除を受けた金額	円				
	③返還済金額	円				
	④返還未済金額	円 (①-②-③)				
期 間	①貸付期間	年	月	から	年 月	まで (延べ 月間)
	②履行猶予を受けた期間	年	月	から	年 月	まで (延べ 月間)
返還の債務の免除申請額		円				
返 還 の 免 除 事 由	○返還免除事由の発生日 年 月 日					
	1 介護福祉士等登録簿に登録したうえで県内等において介護等業務に引き続き5年間等の規定従事期間を従事した(下記の欄に具体的に記載すること)					
	2 指定の介護等業務の業務上の事由による死亡、又は心身の故障のため当該業務を継続することができなくなった(下記の欄に具体的に記載し、それを証明する書類を添付すること)					
	3 修学資金の貸付けを受けた期間以上に、介護福祉士等登録簿に登録したうえで県内等において介護等業務に従事した(下記の欄に具体的に記載すること)					
	4 死亡し、又は障害により返還が困難(下記の欄に具体的に記載し、それを証明する書類を添付すること)					
	5 その他の事由により返還が困難(下記の欄に具体的に記載し、それを証明する書類を添付すること)					
具 体 的 内 容						
就 業 の 状 況	就業先の施設等名称	施設等の職種	業務内容	介護等業務の従事期間		
				年 月 日	~ 年 月 日	
				年 月 日	~ 年 月 日	
				年 月 日	~ 年 月 日	

注 「返還の免除事由」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。



連帯保証人変更申請書

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

借受人 (自署) 郵便番号  
 住 所  
 電話番号  
 ふりがな  
 氏 名 (印)  
 貸付番号 ( )

下記のとおり連帯保証人を変更したいので関係書類を添えて申請します。

記

申請内容	現在	ふりがな 氏 名				
	新たな連帯保証人	ふりがな 氏 名				(満 歳)
		申請者との続柄		収入金額 (月収)	円 (給与取得、所得見込み)	
		住所・電話番号	〒 電話番号 / 携帯番号			
		職業及び勤務先	【職 業】 1 会社員 2 自営業 ( ) 3 その他 ( ) 【勤務先】 TEL			
変更の理由						

○連帯保証人 (本人が自署のこと)

借受人 \_\_\_\_\_ が新潟県社会福祉協議会から貸付を受けた介護福祉士等修学資金の返還をしなければならないときは、借受人と連帯してその返還の債務を負担します。

また、個人情報の取扱いに関する事項 (裏面記載) について同意します。

年 月 日

連帯保証人 氏 名 (印)



注1 収入印紙 (200円) を貼り、借受人が消印すること。  
 2 借受人及び連帯保証人は、それぞれ本人が自署し押印すること。

3 新たに連帯保証人となる者の所得課税証明書(市町村発行)及び住民票又は運転免許証の写しを添付すること。

(裏面)

#### 個人情報の取扱いに関する事項

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会(以下「本会」という。)が実施する「介護福祉士等修学資金貸付事業」(以下「本事業」という。)における個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」に基づいて、本会「個人情報保護規程」により運用します。

#### 記

- 1 本事業の円滑な実施を図るため、取得した個人情報は貸付・返還の状況について正確に把握することを目的として適正に利用します。
- 2 本事業において個人情報を利用する場合は、利用目的の範囲内において本会の本事業担当者が利用することを原則とします。  
ただし、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、養成施設、就労先、社会福祉協議会、新潟県及び市区町村行政機関、各金融機関、その他関係機関等の第三者に対して個人情報を提供し、第三者から個人情報を取得し、また、第三者と個人情報を共有することがあります。
- 3 本事業を通じて取得した個人情報については、本人の同意なく、本事業の目的以外に利用すること、及び上記2による場合を除き、第三者への提供は行いません。  
ただし、以下の場合に限り、あらかじめ同意を得ることなく、本事業目的以外の利用、第三者への提供を行うことがあります。
  - ・弁護士法に基づいた弁護士による照会に回答する場合など法令に基づく場合
  - ・火災・災害など緊急時で、人の生命・身体、財産の保護のために必要がある場合
  - ・税務署からの照会、警察・検察からの捜査協力依頼による場合
- 4 本事業利用に関わる個人情報については、書面及び情報システムにつながったコンピュータに入力し、個人データとして本事業担当者の管理の下に厳正に保管・利用します。

## 氏名・住所変更届

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

借受人 郵便番号  
住 所

電話番号  
ふりがな  
氏 名

貸付番号 ( )

㊞

下記の事項について届け出ます。

### 記

変更した者	借 受 人 ・ 連 帯 保 証 人
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 前	1 氏 名
	2 郵便番号
	3 住 所
	4 電話番号
	5 携帯番号
変 更 後	1 氏 名
	2 郵便番号
	3 住 所
	4 電話番号
	5 携帯番号
変 更 理 由	

注1 「変更した者」の欄は、該当する文字に○で囲むこと。

2 変更があった者の氏名変更は戸籍抄本を、住所変更は住民票抄本を添付すること。

## 死 亡 届

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

届出人 郵便番号

住 所

電話番号

ふりがな

氏 名

印

借受人との関係 ( )

介護福祉士等修学資金の貸付けを受けた次の者が死亡したので、証明書類を添えて届け出ます。

借受人の氏名	貸付番号 ( )
死亡年月日	年 月 日
死亡時の状況	1 養成施設等に在学していた 2 他種の養成施設等に在学していた 3 介護又は相談援助の業務に従事していた 4 介護又は相談援助以外の業務に従事していた 5 その他 ( )
死亡事由	(指定の介護等業務に従事していた場合の死亡事由) 1 指定の介護等業務の業務上の事由 2 業務外の事由

注 「死亡時の状況」及び「死亡事由」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。

# 連 帯 保 証 人 死 亡 届

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

借受人 郵便番号  
住 所  
電話番号  
ふりがな  
氏 名 ⑩  
貸付番号 ( )

下記の連帯保証人が死亡したので、証明書類を添えて届け出ます。

記

連帯保証人氏名	
死亡年月日	年 月 日

退学・休学・停学・復学・留年届

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

借受人 郵便番号  
 住 所  
 電話番号  
 ふりがな  
 氏 名 ⑩  
 貸付番号 ( )

下記の事項について届け出ます。

記

届 出 事 項	退学	退学をした日	年 月 日
	休学	休学期間	年 月 日から 年 月 日まで ※復学予定時の学年次( 年次)
		授業料等の徴収	徴収されている ・ 徴収されていない
	停学	処分を受けた日	年 月 日
		停学期間	年 月 日から 年 月 日まで
	復学	復学をした日	年 月 日 ※復学時の学年次( 年次)
		休学・停学期間	年 月 日から 年 月 日まで
	留年	留年した学年次	学年次
		卒業予定年月日	年 月 日
	退学・休学・停学 復学・留年の理由		

注 該当する届出事項(退学・休学・停学・復学・留年)を○で囲み、必要事項を記入すること。

○養成施設等の長の証明

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

〒

養成施設等の所在地

養成施設等の名称

養成施設等の長の職名及び氏名

⑩

## 介護福祉士等修学資金貸付辞退届

(介護福祉士・社会福祉士修学資金)

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

借受人 郵便番号  
住 所  
電話番号  
ふりがな  
氏 名 ⑩  
貸付決定番号 ( )

下記のとおり介護福祉士等修学資金の貸付けを受けることを辞退したいので届け出ます。

記

貸付決定金額	円
辞退する時期	年 月 日
辞退する金額	修学費月額計 円
	入学準備金 円
	就職準備金 円
	国家試験受験対策費用 円
	生活費加算月額計 円
	合 計 円
辞退後の貸付金額	円
辞 退 の 理 由	

他種の養成施設等入学・卒業・退学届

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

借受人 郵便番号  
 住 所  
 電話番号  
 ふりがな  
 氏 名 (印)  
 貸付番号 ( )

下記のとおり他種の養成施設等にかかる事項について届け出ます。

記

他種の養成施設等の名称		[介護福祉士・社会福祉士] 養成施設				
届	入学	入学年月日	年	月	日	
		修学予定期間	年	月	日から	年
出	卒業	卒業年月日	年	月	日	
		修学期間	年	月	日から	年
事	退学	退学年月日	年	月	日	
		修学期間	年	月	日から	年

注 「他種の養成施設等の名称」欄は、養成課程（介護福祉士又は社会福祉士）を○で囲み、養成施設の名称を記入すること。

○他種の養成施設等の長の証明

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

〒

他種の養成施設等の所在地

他種の養成施設等の名称

他種の養成施設等の長の職名及び氏名

(印)

## 養成施設等在学状況報告書

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

養成施設等の所在地

養成施設等の名称

養成施設等の長の職及び氏名

印

介護福祉士等修学資金の借受人である下記の修学生の 年 月 日 現在における  
在学状況について報告します。

## 記

貸付番号	氏名	学年	在学等の状況
			1 修学中 2 休学中 ( 年 月 日から 年 月 日までの予定) 3 停学中 ( 年 月 日から 年 月 日までの予定) 4 留年した 5 貸付契約解除後も引続き在学中 6 退学した ( 年 月 日)
			1 修学中 2 休学中 ( 年 月 日から 年 月 日までの予定) 3 停学中 ( 年 月 日から 年 月 日までの予定) 4 留年した 5 貸付契約解除後も引続き在学中 6 退学した ( 年 月 日)
			1 修学中 2 休学中 ( 年 月 日から 年 月 日までの予定) 3 停学中 ( 年 月 日から 年 月 日までの予定) 4 留年した 5 貸付契約解除後も引続き在学中 6 退学した ( 年 月 日)
			1 修学中 2 休学中 ( 年 月 日から 年 月 日までの予定) 3 停学中 ( 年 月 日から 年 月 日までの予定) 4 留年した 5 貸付契約解除後も引続き在学中 6 退学した ( 年 月 日)
			1 修学中 2 休学中 ( 年 月 日から 年 月 日までの予定) 3 停学中 ( 年 月 日から 年 月 日までの予定) 4 留年した 5 貸付契約解除後も引続き在学中 6 退学した ( 年 月 日)

注 「在学等の状況」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。

## 養成施設等卒業状況報告書

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

養成施設等の所在地

養成施設等の名称

養成施設等の長の職及び氏名

印

年 月 日に卒業した介護福祉士等修学資金の借受人である下記の修学生の卒業等の状況について報告します。

## 記

貸付番号	氏名	資格取得の状況	卒業後の状況
		1 介護福祉士 2 社会福祉士 ↓ 3 資格を取得 4 未取得	1 県内等において介護等業務に就業する 2 県外において介護等業務に就業する 3 他種の業務に就業する 4 他種の養成施設等に修学する 5 介護等業務の就業を目指す 6 国家試験の受験を目指す
		1 介護福祉士 2 社会福祉士 ↓ 3 資格を取得 4 未取得	1 県内等において介護等業務に就業する 2 県外において介護等業務に就業する 3 他種の業務に就業する 4 他種の養成施設等に修学する 5 介護等業務の就業を目指す 6 国家試験の受験を目指す
		1 介護福祉士 2 社会福祉士 ↓ 3 資格を取得 4 未取得	1 県内等において介護等業務に就業する 2 県外において介護等業務に就業する 3 他種の業務に就業する 4 他種の養成施設等に修学する 5 介護等業務の就業を目指す 6 国家試験の受験を目指す
		1 介護福祉士 2 社会福祉士 ↓ 3 資格を取得 4 未取得	1 県内等において介護等業務に就業する 2 県外において介護等業務に就業する 3 他種の業務に就業する 4 他種の養成施設等に修学する 5 介護等業務の就業を目指す 6 国家試験の受験を目指す
		1 介護福祉士 2 社会福祉士 ↓ 3 資格を取得 4 未取得	1 県内等において介護等業務に就業する 2 県外において介護等業務に就業する 3 他種の業務に就業する 4 他種の養成施設等に修学する 5 介護等業務の就業を目指す 6 国家試験の受験を目指す

注 「資格取得の状況」及び「卒業後の状況」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。